

高田短期大学 介護・福祉研究

第 7 号

高田短期大学介護福祉研究センター

令和 3 年 3 月

思い出から今

学 長 梅 林 久 高

私が中学生だった1960年代の頃、父のもとにご主人を早く失くしたお年寄りがよく遊びに来ていました。「あんまり勉強して賢くなったらあかん。都会へ行ったらあかん」などと口ぐせのように言っていたことが記憶に残っています。自慢の一人息子が、東京の大学に進学し、大学に残った後、お嫁さんの実家の事業の跡を継ぐようになった。連絡も年ごとに少なくなり、帰省する機会も孫との出会いもなくなってしまったようです。晩年は住み慣れた家も処分し老人ホームに入居して過ごすことになったのです。

耳に残る言葉で光景も浮かんできます。自慢のわが子が地方に戻ってくるとの喜びや期待が崩れていく悲しみが込められていたのでしょう。

仏教を説かれた釈尊は、人生は無常であり苦と説きます。それは、人生の生・老・病・死の苦、生死（しょうじ）を厭世観的に捉えたものでは決してなく、人生の実相、真実と説かれ、無常迅速であるからこそ、積極的、肯定的な生き方を示され、人と人との尊び支え合って生きることの大切さを明らかにされています。しかし、昨年から流行したコロナ禍のため一寸先闇の状況はさらに深まり、多くの人々に不安、孤独が押し寄せてきています。何よりも自らの心の豊かさと人との和の時間と空間が必須です。

高度経済成長後の1970年代以降、介護福祉支援が国策により様々な社会制度として法的に整備されノーマライゼーションの考え方が実践的に浸透してきました。しかし、一方で少子高齢化の問題は社会の変化に伴い介護観も大きく変化しつつあり、豊かで充実した介護が求められています。また、介護士の不足、賃金アップなどが喫緊の課題となっています。

その打開策として、今年度より介護福祉研究センター主催の「第1回介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～」の作文コンクールを小学5・6年生、中学生全体を対象に実施することになりました。県教育委員会をはじめ県下の福祉関係団体や多くの新聞社・メディアの後援を頂きました。子どもの時から介護福祉について考えてもらい、その芽を花開かせていきたいとの願いからです。

今般、本学の「介護・福祉研究」第7号を発刊する運びとなりました。本学では平成18（2006）年に介護福祉士養成課程を設置して以来、地域の介護福祉ニーズにこたえてまいりました。各先生方が多面的な視点から介護福祉の原点、本質を基本に質の高い介護人材を育成し、介護福祉の課題、問題を内なる問題として日々研鑽に精進している成果を掲載しています。ご高覧を賜り、ご活用いただければ幸甚です。

目 次

巻頭言

思い出から今	梅林 久高
--------------	-------

研究論文

介護実践における「ケア (care)」の意味についての検討	千草 篤磨 … 1
介護現場のニーズにおいての実習指導の検討と課題	服部 優子・中川 千代 … 11

調査報告

三重県における新地域支援事業を支える住民参加型組織・団体の現状	蒔田 勝義 … 19
---------------------------------------	------------

実践報告

留学生に対する情報伝達の現状と課題 ～報告・連絡・相談のあり方～	中川 千代 … 25
---	------------

授業実践報告

介護福祉士を目指す留学生のためのコンピューターリテラシー －情報基礎演習 介護福祉コース－	川喜田多佳子・寺家 尚美 … 35
--	-------------------

第1回介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～作文コンクール

受賞者一覧	45
最優秀賞 「私のお兄ちゃん」	松阪市立射和小学校 5年 中川 綾乃 … 46
「ありがとう手帳」	松阪市立嬉野中学校 2年 大西永梨奈 … 47
優 秀 賞 「介護はだれにでもできる」	亀山市立井田川小学校 6年 今田 流煌 … 48
「未来のおじいちゃん、おばあちゃんの介護」	松阪市立朝見小学校 5年 沖須 奏太 … 49
「『思いやり』～私がおばあちゃんとの体験を通じて学んだこと～」	松阪市立久保中学校 2年 井上 和音 … 50
「ありがとう」	高田中学校 1年 花崎 翔 … 51

センター事業報告	53
高田短期大学介護福祉研究センター規程	63
高田短期大学介護福祉研究センター倫理規程	65
「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規程	66
執筆者紹介	67
編集後記	

研究論文

介護実践における「ケア (care)」の意味についての検討

千 草 篤 磨

はじめに

介護福祉実践の場において、「ケア」というカタカナ言葉が頻繁に使われている。特に、「ケア」を「介護」の同義語として、専門家も実践家も一般の人たちも当たり前使用する傾向がある。しかし、わざわざ英語の“care”を「介護」ではなく、そのまま「ケア」と日本語にしているのは、「介護」と訳すことに問題があるからである。

さて、「ケア」は、保育分野でも看護分野でも使用する言葉であり、決して介護分野に限定されるものではない。かつての介護実践の現場では、「ケア」という言葉はほとんど使われてこなかった。しかし、2000年にスタートした介護保険制度以後は、「ケアマネージャー」、「ケアプラン」、「ケアワーカー」、「栄養ケア」など、「ケア」というカタカナ言葉が、定義も曖昧なまま使われている。また、哲学者のメイヤロフや社会学者の上野千鶴子らが「ケア」について、それぞれの分野から論を展開している。これらを参考にしながら、介護実践の分野から「ケア」についての検討を試みたい。

1. ケア (care) の一般的な使用例について

英英辞典（ロングマン現代英英辞典）によると、“CARE”の主な説明は次のように示されている。

LOOKING AFTER SOMEBODY : the process of looking after someone, especially because they are ill, old, or very young (世話すること：特に病人、高齢者、乳幼児の世話を
する過程)。KEEPING SOMETHING IN GOOD CONDITION : the process of doing things
to keep something in good condition and working correctly (良好な状態を維持すること：
あるものを良好な状態に保ち、正常に機能させるために取り組む過程)

現在、「ケア」という語は様々な分野で使用されている。高齢者福祉の分野はもちろん、障害、看護、医療、子育てなど、その他多くの領域で用いられている。スキンケア、ネイルケア、ヘアケア、ペットケア、ケアマネージャー、ケアプラン、衣服のケア、機器のアフターケアなど、数え上げれば切りがない。それぞれ「世話をすること」や「良好な状態を維持すること」という上述の英英辞典の意味には当てはまるが、使用される文脈や分野が異なるとその具体的な意味や定義が違ってくる。しかし、実際はそれぞれの人が「ケア」というイメージを個々に描きながら使用しているものと考えられる。

例えば、上述のアフターケアという用語は、一般的には商品の品質保証や点検修理など

のアフターサービスと同義に使われる。しかし、これとは別に労災保険による公的制度として「アフターケア制度」がある。これは、「仕事又は通勤によってケガや病気をされた方に対し、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気の発症を防ぐため、必要に応じて、診察、保健指導、保健のための処置、検査を行い、円滑な社会生活を営んでいただくことを目的」としたもので、一定の障害等級などを対象者の要件として、労災保健指定医療機関で無料で受診することができる制度である。ここでは、診察や保健指導、検査などを「ケア」としている。すなわち、同じ「アフターケア」でもケアという用語が使用される領域や分野が異なると違った意味になるのである。

また、同じ福祉分野であっても「ケア」の意味は、高齢者と障害者では同じではない。そのため、前提としての定義を示さなければならない。障害者のケアマネジメントのためのガイドラインである「障害者ケアガイドライン」（平成14年3月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）の中で、「ケア」について用語解説がある。そこでは、「ケア」は「看護、介護、介助のほか、リハビリテーションや医療等も包括し、障害のある者の社会参加を支援する全てのサービスを含む広い概念」であることが記されている。すなわち、障害者の社会参加を支援する全てのサービスを「ケア」としている。

ケアをする人を指す言葉も様々であるが、「ケア」を冠する用語としてはケアワーカーやケアラーなどがよく使われる。ケアワーカーはケアを職業とする人である。一方、日本ケアラー連盟によるケアラーの定義は、「介護、看護、療育、世話、こころや身体に不調のある家族への気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人」としている。また、「介護者」という言葉は高齢者介護のイメージが強く、「介護を必要としている人というのは高齢者介護に限らず、幼い子どもたちから障害のある子ども、難病患者、中途障害者、若年性認知症等々幅広く分布していることを考え」て、ケアラーという用語を使用したとしている（津止、2013）。また、家族にケアを要する人がいるために、家事や家族の世話などを行っている18才未満の子どもを、特に「ヤングケアラー」と呼んでいる（澁谷、2018）。ここでは、ケアの対象を高齢者や障害者に限定せず、必要な全ての人々に当てはめている。ただし、無償の行為であることがケアラーの前提である。また、子育て分野において育児をする男性を「イクメン」というのに倣って、家族を介護する男性を「ケアメン」という言い方がなされるようになっている（津止、2013）。

子育て分野では、育児を広く「ケア」ととらえて、「産後ケア」、「カンガルーケア」の他に、子育てに疲れた時の「レスパイトケア」、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」という言葉も生まれてきた。また、障害の有無に関わらず、家族が担うのが適当とされるのが「子育て」で、その範囲を超えて社会が責任をもつべきものが「ケア」であるとする考え方もある（田中、2020）。しかし、医療・看護分野や障害・高齢者福祉分野に比べると、それほど「ケア」を使用する頻度は高くない。

2. 医療、看護分野における「ケア」の使用について

医療分野では、特に精神科医療において、1974年から「デイ・ケア」として社会生活機能の回復への訓練が始まり、その後、「ナイト・ケア」、「デイ・ナイト・ケア」、「ショート・ケア」が創設され、「ケア」という用語に早くからなじんでいる分野である。しかし、医学分野一般としては、「医療」は英語で“medical care”、“health care”であり、また、ICUは“Intensive Care Unit”の略称であり、英語の“care”はよく使う単語であるが、カタカナの「ケア」はそれほど使われてはいる。がん患者の精神的、身体的苦痛を和らげる「緩和ケア」は一般にも浸透してきたが、「プライマリー・ケア」などは総合的、全人的医療としての定義が明確ではなく、保健、福祉分野などとも関わる用語である。「ターミナルケア」も医療分野だけでなく、福祉分野でも使われる。また、「医療的ケア」は医療分野ではなく、教育分野や福祉分野でなじみのある用語である。

看護分野では、日本看護協会（2007）がケアに関しての用語の解説を次のように示している。ケアとは「従来、身体的な世話を言い表す用語として主に使われてきた。身体的な世話により、対象者との相互作用が促進されたり、対象者の心身が安楽になったりすることから、『療養上の世話』若しくは『生活の支援』としてのケアに看護の独自性を見いだそうとしてきた歴史も長く、看護職にとって重要なキーワードである。また、医療の中では、ケアに対して看護の特徴を際立たせるために、ケア対ケアという構図で用いられる場合もある」としている。また、「看護ケア」、「ケア」、「ケアリング」は同義語として用いられていること、更に看護における「ケア」は多義的であり、今もなお学問的探求が続いていることを述べている。

西田（2018）は「ケアリング（caring）」という概念について、1980年代に医学的なケアリング（curing）に対抗する形でアメリカで提唱されたことを紹介している。また、日本では、1990年頃からこの概念が普及していったとしている。また、ケアリングに関する論文のレビューから、ケアリングを「行動・行為」であり、「心的なもの」であり、「関係性」であり、これら全てを同時に持ち合わせ、互いに関連し合っているものであると述べている。また、ケアリングは看護実践そのものであるとしている。

宮脇（2018）は、ケアについて「その定義は明確ではなく、意味の多義性に関しては現在も議論が続いている」とした上で、ケアする人とされる人との「関係性」に重きを置いて述べている。看護におけるケアは、「看護師が患者とのかかわりを通して、その関係性の中で行われる実践であり、その根底にあるのは人間としての尊厳と個別性の尊重である」としている。これは、看護のみならず、介護や福祉の実践においても共通するものである。

3. 社会福祉分野における「ケア」の使用について

(1) コミュニティ・ケア

社会福祉の分野で「ケア」という言葉が最初に使用されたのは、「コミュニティ・ケア」とであると考えられる。さて、日本に「コミュニティ・ケア」というカタカナ語句を持ち込

んだのは1961年にイギリス留学した星野信也であると、自身が述べている（星野、2008）。その後、この言葉が公に提唱されたのは、1969年の東京都社会福祉協議会の答申「東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について」である。その中で、コミュニティ・ケアの定義を暫定的規定としながら、「コミュニティにおいて在宅の対象者に対し、そのコミュニティにおける社会福祉機関・施設により、社会福祉に関心を持つ地域住民の参加をえて行われる社会福祉の方法である」としている。そして、社会福祉の諸活動は、大きくは、このコミュニティ・ケアと施設などで行われる収容された対象者に対するインスティテューショナル・ケアに区分されると規定している。

川島（2007）は、1970年代後半に在宅福祉サービス論が台頭してくると、全社協が「在宅福祉サービス」という用語を「コミュニティ・ケア」の代わりに使用するようになり、1980年代には、コミュニティ・ケアの公的な用語使用例はほとんどみられなくなったことを示している。また、1990年代以降は「コミュニティケア」と表記するようになり、「・」が消失していることを指摘している。さらに、「コミュニティケアという言葉にあえて筆者がこだわる意図は、元来コミュニティケアという言葉の意味は『地域の福祉』ではなく地域組織化と不可分という前提のもとに『地域福祉』を意味するものではなかったのかという問題意識によるものである」ことを強調している。すなわち、コミュニティ・ケアの「ケア」とは、コミュニティ・オーガニゼーションのような地域の「組織化」をも含む広い概念としてとらえている。

（2）ケアハウス

次に高齢者福祉分野に特化すると、「ケア」が正式に使われたのは「ケアハウス」からであると考えられる。1989年に軽費老人ホームの種別の中に従来のA型、B型に加えて、ケアハウスが創設されることとなり、「ケア」という語が高齢者福祉の分野で使われるようになった。ケアハウス創設は、「ケア」という言葉が介護福祉関係者に広く使われるようになった一つの契機であると考えられる。この用語の公的な初出は、平成元年1月12日付の「当面の老人ホーム等のあり方について（意見具申）」（厚生省中央社会福祉審議会・老人福祉専門分科会、1989）である。この「意見具申」の中の「3. 新たな軽費老人ホームの導入」についての項で、「呼称についても例えば、ケアハウスとするなど、住まいとしての位置づけをより明確にすることが適切である」として、ケアハウスの呼称を提案している。これが、平成元年度の予算に新規事項として盛り込まれ、制度化されたのであった（ミズ・コミュニティ編、2003）。すなわち、正式なケアハウスの呼称は、1989年からである。ただし、ケアという言葉はそれ以前から、前述の「コミュニティ・ケア」などが福祉関係の文書の中で使われてきた。「意見具申」の中でも、「いわゆるケア付住宅の必要性」、「高齢者のケアに配慮」、「ケア付分譲老人マンション」というように、「ケア」という語が使われている。

しかしこの時代は「介護」や「ケア」よりも、福祉的対応としての「処遇」がよく使わ

れていた。「意見具申」の中にもこれらの用語が混在しており、「老人ホームでの処遇」、「在宅処遇」、「在宅での介護」、「介護型ホーム」、「高齢者のケア」など、意味の区別が不明確なまま使用されている状況であった。

ケアハウスは福祉機能と介護機能をもつ施設とされた。福祉機能とは「生活相談などのソーシャルワーク機能と入浴と食事提供機能」であり、介護機能とは「入居者の虚弱化の進行に対して外部の在宅サービスを導入することとし、在宅処遇として位置付けること」とされた。しかし、老人福祉法上の老人福祉施設は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、及びケアハウスを含む軽費老人ホームの3種類である。一般的に考えて、介護の必要度の低い高齢者が入る軽費老人ホームにわざわざケアハウスとして、「ケア」という言葉をつけることに疑問を感じるところである。しかし、これは上述のように「外部の在宅サービスを導入する」場であり、他の軽費老人ホーム A 型、B 型とは異なることを意図して考えられた呼称である。また、ホームではなくハウスとしている点も、福祉施設ではなく福祉住宅であることを強調しているものと考えられる。すなわち、ケアハウスは「施設」というコンセプトではなく、「在宅」というコンセプトがいかされているものであり、「ケアハウスは『ケアを受けられる施設』と解釈するのではなく、『ケアを受ける体制が整っている施設』と解釈した方が正確」（ミズ・コミュニティ編、2003）であると考えられている。

地域福祉分野で「コミュニティ・ケア」という用語が、1980年代から徐々に使われなくなっていったのとは反対に、介護分野では1980年代後半から「ケア」という語が少しずつ使用されるようになっていった。そして、1997年に介護保険法が成立すると、ケアプラン、ケアマネージャー、地域包括ケアシステムなど、「ケア」の使用が急激に広がっていくのである。

4. 「ケア」の概念についての研究

(1) メイヤロフ『ケアの本質』

日本における「ケア」についての研究では、この問題を哲学的観点から論じたメイヤロフ（1987）がよく引用される。メイヤロフは、「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである」と、自己実現への援助としての側面を強調する。また、この自己実現には、ケアされる側の問題だけでなく、ケアする側の自己実現も含まれている。ケアは関係性そのものであるもので、一方だけの成長では不十分である。しかし、ケアする側の自己実現のために相手のケアをすることはケアの本質ではない。この点をメイヤロフは、「相手をケアすることにおいて、その成長に対して援助することに対して、私は自己を実現する結果になるのである。私は、自分自身を実現するために相手の成長を助けようと試みるのではなく、相手の成長を助けること、そのことによってこそ私は自分自身を実現するのである」と述べ、あくまでケアする側の自己実現は結果であることが重要であるとしている。

メイヤロフは、ケアをする中で、相手を忠実に見ようとすることの重要性を指摘してい

る。ケアする側の思いや要求に基づいて、「こうあってほしい」「そうあるべきである」という気持ちで対象をケアするのではない。過保護の父親は子どもを信頼していないのであるとして、「子供の成長しようという欲求よりも、親自身の欲求に対して強く呼応しているということになる。そのような状況では、相手に自立のきざしが少しでも見えると、それを脅威として感じ取ってしまうからである」と例を示している。これは、高齢者のケアにおいても同様である。対象者の立場に立てない介護者は、自分の思うように介護することができている間は良いが、高齢者が自立してきて、様々にニーズを表明するようになるとそのニーズを脅威として否定してしまい、関係が悪化する場合がある。「相手を忠実に見る」というケア本来の姿になっていない介護実践は、しばしば認められることである。

(2) ブルジュール『ケアの倫理』

また、ブルジュール（2014）は、ケアの倫理を論じている。ここでは、現代の新自由主義による競争と格差という強者の世界への批判として、ケアの倫理を位置づけている。強い者が勝者としてもてはやされる世界ではなく、弱い者が安心して弱さを承認される世界がケアの倫理である。強者が公に競争することができるのは、ケアする人の存在があるからである。子どもや高齢者、病人、障害者をケアする人が、家庭内や職業として存在するからである。また、強者本人も健康であるためにケアされる必要がある。このことを忘れて、強者は依存しない合理的個人と考えているのだが、全くの虚構であると批判している。

また、活動の過程としての「ケア」に関連する4つの位相に区分できることを、トロントの指摘から紹介している。すなわち、第1の位相は、ケアの過程の開始としての「心配すること」（caring about）。第2の位相は責任の道徳的性向としての「責任をもって引き受けること」（take care of）。第3の位相は配慮の仕事の能力としての「配慮すること」（care giving）。第4の位相は受益者の反応する力とケアを受けた人からニーズが充足されたかを知ることとしての「配慮を受けること」（care receiving）としている。まず、第1の位相はケアをすることへの動機づけであり、子どもや高齢者に援助の手を差し伸べようとするきっかけである。何とかしてあげたい、できないことを手伝いたいなどの気持ちであり、介護職のみならずケアに関わる人は全てここから始めることになる。第2の位相はケアが単なる世話と異なる点だと考えられる。「責任をもって」ということが重要である。子育てや介護に一貫性がなく、気分次第で関わりが違ってくるものは専門的实践とはならない。

通常ケアという場合、第3の位相を思い浮かべる。それは実際に育児をすることや高齢者・障害者の介護の仕事をすること、すなわち CARE GIVING である。しかしそれだけではケアとはならない。第1の位相から第3の位相までは、相互に関連し合っていると考えられる。弱い立場の対象者を思う感情や、責任をもって援助しようとする道徳が前提となる。これらの位相がないと、知識や技術はあっても権威的で無責任な活動や仕事にしか

らない。そして、第4の位相が重要である。第1の位相から第3の位相までを満たしたとしても、対象者のニーズを満たしたかどうかを理解しなければ、ケアは十分なものとはならない。介護者が自分の判断で満足な援助ができたと考えても、対象者が本当に自分のニーズが満たされたと感じることとは別である。たとえ「ありがとう」と、感謝の言葉を述べたとしても、介護者に不満を言うことがはばかられる関係であれば、自由に気持ちを表明できないことになり、トロントの第4の位相としての care receiving は成立しない。また、第4の位相抜きには、メイヤロフの主張する相互の自己実現も不可能である。

(3) 上野千鶴子『ケアの社会学』

日本では社会学者の上野千鶴子が大著『ケアの社会学』（2011）を著し、当事者主権の立場からケアを論じている。その中で、ケアの定義として、上野はメアリー・デイリーによるものを採用し、ケアとは「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的、経済的、社会的枠組みのもとにおいて、満たすことに関わる行為と関係」であるとしている。また、この定義の重要な点を、ケアをケアする者とケアされる者との相互行為とみなし、ケアをそのいずれかに帰属させることなく、社会的「関係」とみなすことにあるとして、メイヤロフのケア論について、否定的な見解を示した。

また、ケアのコミュニケーションとしての性格を重視している。そして、コミュニケーション行為としてのケアは、家事サービスと違って、省力化や省エネ化ができていく分野であるとして、「育児ロボットを考えつく人はいないのに、介護ロボットを考えつく人がいることは、このコミュニケーション行為としてのケアの性格を無視した、高齢者差別のあらわれであろう」と述べている。

さらに、「ケアされることを強制されない権利」は「ケアされる権利」とならんで不可欠のものであることを主張する。一般にはケアは、「よきもの」であり、役立つものであり、プラスに働くものであると考えられている。しかし、「ケア」は無条件でそれ自体で「よきもの」になるのではなく、時には「よきもの」や「望ましい人間関係」となるが、文脈によっては「抑圧」や「強制」となることもあるので、それを区分する必要がある。弱者にとって、不適切なケアを強制されない権利は極めて重要である。このことは、ケアの専門性を高めることの意義につながる。

(4) 田中かず子『感情労働としてのケアワーク』

田中（2008）はケアワークを「老人、子ども、高齢者や障害者など、生きるために人の手を必要とする人たちの日常生活を支援する仕事」とあり、またもう一方で、ケアワークは感情労働であることを述べている。ここでの感情労働について、ホックシールドを引用して、「自分の感情を誘発したり抑制したりしながら、相手の中に適切な精神状態を作り

出すために、自分の外見を維持する」努力との定義を紹介している。そして、感情労働を必要とする仕事にはその職業にふさわしい適切な感情の表出と、不適切な感情の抑制を規定するルールがあり、それを感情規則と呼び、感情労働者はその職の感情規則にのっとって感情管理を行うことが求められることを示している。また、ケアのような感情管理は見えない労働であるので、評価されにくいことも述べている。気働きはさりげなくされるもので、見えないように働くことが求められている。

5. まとめと考察

ケアという用語はそれが使用される分野や文脈によって、意味する内容が異なってくる。各分野におけるケアの定義や研究者によるケアの考え方等を検討してきたが、介護福祉分野による「ケア」の意味を、上述した中から共通するキーワードを抜き出して、並べることで表すと次のようになる。すなわち、ケアとは「弱者」、「依存的な人」に対して、「尊厳」、「個別性」を重んじて、その「ニーズ」、「自己実現」、「成長」を充足、援助する「行為」、「関係性」、「感情」、「コミュニケーション」であり、結果として「介護者の成長や自己実現」が目指されるもの、ということになる。

ここでは介護実践場面におけるケアの「関係性」と「自己実現」について考察する。ケアは、ケアする者とケアされる者との一方向的な行為でないことは、メイヤロフも述べているところである。ケアする者が一方的に与えるのではなく、対人援助の実践ではケアされる者の反応や成長によってケアする者が振り返り、新たなケアを実践し、ケアの実践力を向上させていくという関係である。このことに関して上野（2011）は、メイヤロフは「ケアという行為はケアする者に帰属する」という立場であると解釈している。そして、ケアの意味を「ケアを通しての自己実現」であるとするメイヤロフの考え方では、「ケアを通して自己実現すべきだ」という規範命題となり、理念から強制（脅迫）へと容易に転嫁してしまうことになる。そこからは、ケアを自己実現と考えることのできない介護者は、未熟な劣った人格と見なされるだろうと批判している。

しかし、メイヤロフはそのような極端な立場はとっていない。確かに「ケアを通しての自己実現」を強調しているが、あくまでも「一方だけの成長では不十分である」とする立場であり、ケアする側の自己実現のために相手のケアをすることではないとする立場も明確にしている。「自分自身を実現するために相手の成長を助けようと試みるのではなく、相手の成長を助けること、そのことによってこそ私は自分自身を実現するのである」としている点が重要であると考えられる。上野は当事者主権の立場、すなわちケアされる側からのケア論であり、メイヤロフはケアする側からのケア論である点で、両者にとらえ方のズレができていたものと考えられる。

ケアする者を指導する立場からすると、介護者やケアワーカー、介護福祉士などが機械的に相手に関わるのではなく、感情をコントロールしながら実践を重ね、そしてそこから

自身の成長、自己実現を目指していくことがなければならないと考える。しかし、上野が指摘するように、「自己実現すべきだ」「自己実現しなければならない」と考えることがあってはならない。もっとも、自己実現などそう簡単にできるものではない。あくまで、目指していくものである。良いケアと自己実現の完成がイコールになるのであれば、そのような実践を指導することは望めない。次に、筆者が指導しながらケアに関わった事例（千草・近澤、2020）から検討する。

特別養護老人ホームに入所する80歳代後半のAさんは、脳卒中の後遺症による言語障害があり、入所当初より感情失禁や不穏状態が続き、コミュニケーションをとることが難しく、本人のニーズを十分に把握できないことが問題となっていた。介護職員は、介護実践を通してどのような場面でどのような情動が起こるかを検討し、笑顔や言葉など相互のコミュニケーションが増えるように取り組んだ。その実践過程から介護職員の所見を引用する。「以前は泣いていることが当たり前で、それが本人にとっての普通」の状態としてとらえていた。「不安な情動反応を記録し始めると、意外と泣く場面が少ないことが分かった」と記している。コミュニケーションがとりにくいと、無意識的にAさんとの関わりを少なくしてきたり、苦手意識が生まれたりしていたことがうかがわれる。また、行動観察を含めて、Aさんに注意を向ける機会が増えるだけでも、不穏行動が減少したことが分かる。意図的に関わりを多くすることで、介護者とAさんとの関係性が発展し、「ただ単に泣くのではなく、介護職員の顔を見て泣く」ことや「介護職員の腕や服を握りしめ」たりと、相手に対して意思を示すようになってきた。そして、笑顔や単語でのコミュニケーションができるようになる。「聞き取れない言葉もあるが、話を遮らず最後まで聞く対応をとるようにすると、『うん、うん』とうなずいたり、『ありがと』という言葉も出る」ようになった。そこから、「本人の思いを全て受け止めることはできなくても、本人の気持ちに一番近い答えや思いは何なのか、様々な角度から向き合う」ことができるようになったのである。介護職員は、Aさんのニーズを少しずつ満たしながら、関係性を発展させて、不適切な対応に気づき、今後の介護実践への意欲を高めることにつながっている。

介護であれ看護であれ、子育てであれ、「関係」の中でケアする者が変化、成長しなければ、ケアされる者の心の成長はない。また、ケアする者が成長することで、より良いケアが期待できる。ケアは見える「行為」によって行われるが、そこには目に見えない「関係性」が存在している。機械やロボットは目に見える「行為」はできるが、「関係性」は成立しない。関係性はエンパワメントでもある。互いに影響し合い、互いに力を付け合うことが本来のエンパワメントの意味である。介護者が高齢者のADLやQOLを高めていくことだけがエンパワメントではない。そのことによって介護者が技術のみならず思想的、人格的に成長する可能性を含めたエンパワメントが求められる。ケアにおける相互の関係性の発展こそがケアの本質であり、結果としてトロントの「第4の位相」も成立し、上野の「ケアされることを強制されない権利」も保障されることになる。

文 献

- ・ブルジェール, F 原山哲・山下りえ子訳 2014 ケアの倫理－ネオリベリズムへの反論－ 白水社
- ・千草篤麿・近澤明莉 2020 不安な表情の多い高齢者への介護福祉士の関わり 高田短期大学介護・福祉研究 6 1-11
- ・中央社会福祉審議会・老人福祉専門部会 1989 当面の老人ホーム等のあり方について (<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/371.pdf>)
- ・星野信也 2008 コミュニティ・ケア－幻想と現実－（上野千鶴子他編 ケアその思想と実践2 ケアすること） 岩波書店
- ・川島ゆり子 2007 コミュニティ・ケア概念の変遷－新たなケア概念に向けて－ 関西学院大学社会学部紀要 103 73-84
- ・厚生労働省社会・援護局 2002 障害者ケアガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html>)
- ・厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 「アフターケア」制度のご案内 (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/090325-1.html>)
- ・メイヤロフ, M 田村真・向野宜之訳 1987 ケアの本質－生きることの意味－ ゆみ出版
- ・宮脇美保子 2018 看護におけるケアの再考 KEIO SFC JOURNAL 18 120-134
- ・ミズ・コミュニティ編集部編 2003 ケアハウスの開設と運営の手引き ヒューマン・ヘルスケア・システム
- ・日本看護協会 2007 看護にかかわる主要な用語の解説 (<https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/guideline/youngokaisetu.pdf>)
- ・西田絵美 2018 看護における〈ケアリング〉の基底原理への視座：〈ケアリング〉とは何か 日本看護倫理学会誌 10 8-15
- ・澁谷智子 2018 ヤングケアラー－介護を担う子ども・若者の現実－ 中央公論新社
- ・田中かず子 2008 感情労働としてのケアワーク（上野千鶴子他編 ケアその思想と実践2 ケアすること） 岩波書店
- ・田中智子 2020 高齢期を迎えた障害者と家族（第2回）－“ケア”と“子育て”の境界－みんなのねがい 5月号 32-35
- ・東京都社会福祉協議会 1969 東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について (<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/33.pdf>)
- ・津止正敏 2013 ケアメンを生きる－男性介護者100万人へのエール－ クリエイツかもがわ
- ・上野千鶴子 2011 ケアの社会学－当事者主権の福祉社会へ－ 太田出版

研究論文

介護現場のニーズにおいての実習指導の検討と課題

服部 優子・中川 千代

1. はじめに

2021（令和3）年度から介護福祉士養成校（短期大学・専門学校などの2年課程）における新カリキュラムが導入、施行されるに伴って本学も科目の分類や内容について協議、調整を行っている。また、2019（平成31）年度から本学介護福祉コース入学者中、非漢字圏の留学生の占める割合が50%を超えており、生活文化や日本語の学習と併用しながら、より理解しやすい伝達方法や介護現場での実践に役立つ指導方法について検討していく必要がある。そこで令和2年度の本学実習施設の指導者を対象にアンケート調査を実施し、介護現場が期待する介護福祉士養成教育についての意見や思いを集約し、本学の学生への実習指導において、よりシンプルかつ実践的な指導を行えるよう課題を検討したい。

2. 新カリキュラムにおける介護実習指導の内容やポイントの改正の周知

厚生労働省が示す「求められる介護福祉士像」が2018（平成30）年度の介護福祉士養成課程のカリキュラム改正で見直され、それに伴って介護実習指導の内容やポイントが変更された。

変更内容（表1参照）については日本介護福祉士会のホームページ等で公開され、都道府県介護福祉士会では令和2年度から、新カリキュラムに対応したテキストを使用した介護実習指導者講習会を開催し周知を進めている。しかし、それ以前に介護福祉士実習指導者講習を受講、修了した場合、また数年単位で実習生の受け入れがなかった施設等では、介護福祉士養成課程のカリキュラム改正が行われたことや、介護実習に3つの「教育に含むべき事項」が示されたことを知らないといった指導者の存在が予測、懸念される。更に実習指導者講習未修了ではあるが、実際に実習生の指導にあたっている現場指導者も存在している。本学での実習施設巡回指導時や学生から聞かれる情報からも、実習生が登録指導者（厚生労働省に届出済の実習指導者）以外の職員からアドバイス、指導、実習日誌の助言コメントを受ける機会が実習期間中に比較的多くあり、施設全体で実習生の指導にあたっている様子が伺える。

そこで、今回の調査内容として新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」についての現場指導者の周知状況を調査項目に追加することにより、現場指導者への周知状況の実態把握と本調査によりその再認識を促すことを意識した。実習指導者の実習生に対する思いやニーズを知るとともに、学生の実習効果を高める実習指導

表 1. 新カリキュラムの「介護実習」に示された 3 つの「教育に含むべき事項」

教育に含むべき事項	留 意 点
1、介護過程の実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。
2、多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。
3、地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。

のあり方、そのためのカンファレンスの持ち方や実習現場での具体的指導の方向性を共有し、より実践的な連携のとり方や記録物のまとめ方を学ばせる環境づくりを目指したい。更に、登録指導者をはじめ、現場指導者と養成校教員が互いに協力して介護福祉士育成の場を作り上げていくための一助としたい。

3. 調査の概要

(1) 研究目的

介護現場で働く実習指導にあたる職員が、養成校の学生達に何を求め、どのような指導を行っているかを知ることにより、養成校と介護現場の「介護福祉士を育成するための指導の方向性や認識のずれ」が存在するかを確認する。介護実習指導において、より学生にとって理解しやすい実践に役立つ指導内容についての課題を検討する。また、本研究は現在介護福祉士養成校で指導教材として使用されている実習ノートに着目し、現場が求める介護福祉士としての人材育成に沿ったものであるか、それぞれの妥当性を検証する。

(2) 方法

令和2年4月1日～令和3年1月8日を調査期間とし、「介護現場が期待する介護福祉士養成教育について」というテーマで令和2年度の本学実習施設の登録指導者、及び現場で実習指導にあたる職員を対象にアンケート調査を実施した。対象は入所施設とし、今回は試験的に特別養護老人ホームと介護老人保健施設各1ヵ所に協力を依頼した。

(3) 倫理的配慮

アンケート調査票は無記名の上、記入後の用紙は個別に封入し、個人が特定できないよう配慮した。事前に各施設に電話連絡、本調査に関する趣旨説明を行い、調査・研究の目的、意義、方法、倫理的配慮及び個人情報の保護、研究結果の公表方法などについて伝達、周知を行った。アンケート用紙の冒頭に本調査に関する趣旨説明を記載し、回答者一人ひとりに周知できるよう配慮した。本調査・研究は、高田短期大学研究倫理規定および高田

短期大学介護福祉研究センター倫理規定に基づくものとする。

(4) 質問項目と集計結果

調査依頼をした2施設の主担当者からの呼びかけにより合計33名の回答が得られた。質問項目と集計結果は以下の通りである。(表2参照)

表2. アンケート質問項目と回答集計 (n = 33) ※ 問7は複数回答、問8は自由記述

問1	職場として該当する施設
1、特別養護老人ホーム (19名) 2、介護老人保健施設 (13名) 3、障害者支援施設 (0名) 4、特養併設通所介護事業所 (1名)	
問2	主な仕事 (職種、職位) (複数選択可)
1、経営者 (0名) 2、施設長、事務所管理者 (1名) 3、主任、介護部門の長 (6名) 4、ケアマネージャー (1名) 5、ユニットリーダー、サブリーダー、フロアリーダー (17名) 6、相談員 (2名) 7、その他 (介護士) (1名) 8、その他 (無記入) (3名) 9、その他 (一般職) (3名) 10、その他 (パート) (1名)	
問3	実習指導者としての立場
1、登録指導者 (1名) 2、現場指導者 (実習指導者講習修了済み) (4名) 3、現場指導者 (実習指導者講習未修了) (28名) ※登録指導者とは、厚生労働省に届出済の介護福祉士実習指導者講習会修了者	
問4	厚生労働省が示す「求められる介護福祉像」が、2018年度のカリキュラム改正で見直されたことは知っていたか。
1、知っていた (4名) 2、このアンケートで知った (29名)	
問5	介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により、介護実習指導の内容やポイントが変更されたことは知っていたか。
1、知っていた (5名) 2、このアンケートで知った (28名)	
問6	新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」の内容を知っていたか。
1、知っていた (6名) 2、このアンケートで知った (26名)	
問7	普段の業務でどんなことに重点をおいているか。上位3つを選択し理由を回答欄に記入 ※ 理由については表3参照
1、利用者とのコミュニケーション (30名) 2、記録の正確さ (6名) 3、時間的効率 (6名) 4、職業倫理 (2名) 5、報告、連絡、相談 (27名) 6、施設の役割、理念の理解 (2名) 7、クレーム予防 (0名) 8、多職種との連携、チームケア (18名) 9、専門的技術、知識の研鑽 (6名) 10、利用者の生活状況 (1名)	
問8	介護福祉士養成校の学生に、介護福祉士としてどのようなことを学んでほしいか。 自由記述 ※ 表4参照
1、在学中に学んでほしいこと 2、実習期間中に学んでほしいこと 3、就労までに身につけてほしいこと	

介護現場のニーズにおけるの実習指導の検討と課題

回答者の内訳は特別養護老人ホーム 19 名、介護老人保健施設 13 名、特養併設通所介護事業所 1 名、主な仕事（職種、職位）はサブリーダー、フロアリーダーが 17 名と最も多く、次いで主任、介護部門の長が 6 名（兼務含む）であった。実習指導者としての立場は実習指導者講習未修了の現場指導者が 28 名、実習指導者講習修了済みの現場指導者が 4 名、登録指導者が 1 名であった。本学では毎年 10 月に実習反省会を開催し、施設実習指導者と養成校教員が情報交換を行っている。令和 2 年度において施設実習指導者に「公益社団法人日本介護福祉士会 新カリキュラム対応 介護実習指導の内容とポイント」を資料配布し、周知を行った。今回のアンケート調査に協力を依頼した 2 施設の登録指導者も参加、周知済みであったが、問 4 の「厚生労働省が示す「求められる介護福祉像」が、2018 年度のカリキュラム改正で見直されたことを知っていたか」という設問についての回答は「知っていた」が 4 名、「このアンケートで知った」は 29 名（87%）であった。更に問 5「介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により、介護実習指導の内容やポイントが変更されたことは知っていたか」については「知っていた」が 5 名「このアンケートで知った」は 28 名（84%）、問 6「新カリキュラムの「介護実習」に示された 3 つの「教育に含むべき事項」の内容を知っていたか」では「知っていた」6 名「このアンケートで知った」は 26 名（78%）であった。

また問 7、問 8 では介護現場の指導者たちが介護現場で働く介護福祉士に何を求めているかを確認、検証するため、普段の業務で重点をおいていること、養成校の学生（実習生）にどのようなことを期待しているかについて調査を行った。回答内容（抜粋）は以下の通りである。（表 3. 表 4 参照）

表 3. アンケート問 7. 普段の業務で重点をおく理由（抜粋）

1、利用者とのコミュニケーション	・業務中だけではなく、チームとして同じ方向に向いていくためにもコミュニケーション術はとても大事だと思う。 ・サービスを実施するうえで利用者の状態（本人が過ごしていた環境、生活歴、病歴）を把握することや信頼関係を築くためにも必要である。 ・コミュニケーションの中から利用者さんへの思いや利用者さんからの表情をみることができるので、センスを見えています。 ・コミュニケーションを通じ、距離を縮めることができ、その方の本質や本心を理解できるようにしたいため。
2、記録の正確さ	・1 人の利用者に対して携わるのは自分だけではない為、だれが見ても本人の状態がわかり対応が取れる様にするため。 ・実習内容がどこまで理解でき、アドバイスに対してどう取り組むのかを記録で見ている。
5、報告、連絡、相談	・1 人で仕事をしているわけではないのでハウレンソウは不可欠。日々の変化に対応するため。 ・他職種との連携、チームケアを行うため必要とされる。 ・振り返りのため、積極的に知ろうとする思い。 ・日々変動的なため、把握できていないと業務上困難だから。
6、施設の役割、理念の理解	・自分たちが向かう方向や道しるべを理解することは大切だと思う。
8、多職種との連携、チームケア	・チームが 1 つになれば質の良い介護はできないと思う。 ・介護、医療、調理、相談員との連携なくしてサービスは提供できない。 ・1 人では困難なことが多く、多職種やチームによる連携で解決に導くことができるから。

表 4. アンケート問 8. 介護福祉士としてどのようなことを学んでほしいか (抜粋)

在学中に学んでほしいこと	・マニュアル通りに業務をこなすのではなく、その人たちがその人らしく生きていける様援助することを一番に考え、今まで生きてこられた人生と一緒に振り返ってあげられる様な人間になってもらいたい。倫理・道徳など、当たり前だと思うことが考え方の違いなのか理解できていないことがある。倫理・道徳コミュニケーションを学んでほしい(技術はあとで身についてくるのではと思う) ・自分が介護するのは誰なのか。なぜ介護が必要なのか。高齢者が対象なのであれば高齢者を取り巻く社会の現状を理解し、福祉の意義とは何なのか学んでほしい。 ・介護福祉士は介護職の中でも仕事の内容が多岐多様なので、基礎知識や技術、観察力、判断力、忍耐力等の様々なことが必要とされることを知ってほしい。病気(認知症)のことや対応法を学んでもらいたい。 ・高齢者がますます増えていく中で一人でも多くの介護福祉士さんが育ってほしいと思います。かかわりの中で利用者さんの思い、生活の中での大変さやよろこび。 ・介護福祉士としての知識、技術など少しでも専門性を身に着けてほしい。(理由:ある程度の説明などで理解してほしいから)
実習期間中に学んでほしいこと	・利用者さんはそれぞれ違い、様々な病気や家族関係、環境があるということ。「利用者さんの関わり方」「理想と現実のギャップ」「介護現場の実情」「介護技術、認知症の方との関わり方」 ・高齢者とのコミュニケーション力。ジェネレーションギャップを体感し、ボキャブラリーを増やしてほしい。 ・排泄、入浴、食事、移乗といった身体的介護の実践方法。 ・実際に利用者とは接することで病気や障害があっても同じ人であり、人生の先輩でそれぞれの人が自分と戦ってきたことを知ってもらいたい。また、認知症の症状から起こりうる言動を見て、聞いて、触れて自分に足りないものは何かを気づいてもらいたい。一人にとらわれず、全体を目で見て観察、危険を察知することを知ってもらいたい。 ・実習生の強みもあると思うので、色々な体験をしてほしい。 ・対人援助を現実に行うことの難しさや、どのように対応、工夫しているか。現場にいないと体験できないようなことを学んでほしい。
就労までに学んでほしいこと	・挨拶、コミュニケーション能力、笑顔、倫理、道徳。 ・高齢者の共感できる柔軟な心と物事に創意工夫で取り組める意欲。 ・人相手の仕事なので専門知識以外にも体力的、精神的負担も大きいので自分の気持ちを切り替える力を持つてほしい。 ・利用者の立場に立って話を聞く。本人だけではなく、家族の思いにもこたえられるコミュニケーション能力と思いやりをもってほしい。 ・社会人としてのマナー(あいさつや身だしなみ、言葉づかい) ・一般人としての礼節、教養、最低限のコミュニケーション能力。

問7の「普段の業務でどんなことに重点をおいているか」についての回答では「利用者とのコミュニケーション」が30名と最も多く、次いで「報告、連絡、相談」が27名、「多職種との連携、チームケア」は18名であった。「記録の正確さ」「専門的技術、知識の研鑽」「時間的効率」は共に6名、「施設の役割、理念の理解」「職業倫理」については各2名という結果であった。回答の中には普段の介護職員としての業務と、実習生を指導する指導者としての視点が混在している内容も見られたが、概ね「利用者とのコミュニケーションを通して心身の状況を理解し、チームでケアにあたる」という姿勢を重視していることが見てとれた。問8の自由記述では、養成校の学生には在学中に倫理や道徳、基礎知識や技術、観察力、認知症等障害、疾病の内容と対応についての学習を求める回答や、実習期

間中に現場で実際に利用者と接することでコミュニケーション力を身につけてほしいという回答が多かった。実習生の積極性や職員との意思疎通が指導課題であることは、鷲尾他（2020 など）が行っている介護実習ルーブリック評価を用いた研究においても述べられており、介護施設現場でコミュニケーション能力が重視され、強く求められているという様子がわかる。また、問7 - 2「記録の正確さ」において「利用者に対して携わるのは自分だけではない為、だれが見ても本人の状態がわかり対応が取れる様にする」「実習内容がどこまで理解でき、アドバイスに対してどう取り組むのかを記録で見ている」という回答もあり、介護現場の職員が求めているチームケアを行うために必要な報告、連絡、相談に関連した記録を重視している指導者もいるということがわかった。

4. 考察・まとめ

今回の調査で、厚生労働省が示す「求められる介護福祉士像」の改正や新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」について把握している現場指導者の人数が、回答者の約20%であることがわかった。外部研修や教員との打ち合わせ等で養成校と直接関わりのある登録指導者や、実習指導者講習を修了済みの現場指導者には改正、変更箇所が伝わっているが、講習未修了で養成校との関わりが少ない現場指導者への周知、確認が十分ではないことが窺える。普段の業務で「報告、連絡、相談」や「多職種との連携、チームケア」を重視しているという回答が上位を占めていたが、その対象は「利用者へのケア」であり、「実習生への指導」についてはあまり意識されていなかった、もしくは業務時間内での対応が難しかったのではないと思われる。また「利用者への関わりやチームケア」を重視している回答は多いが、それに伴う観察、推測した事をかたちに残すための記録、伝わりやすい質問を行うための文章力を現場で確認、研鑽を目的とした学習の互換性、連携の必要性が意識されているかという点については疑問が残った。アンケート調査の回答により、実習生はマニュアル通りに業務をこなすのではなく、利用者を取り巻く状況を理解し、なぜ介護が必要なのかを考え、指導者の説明を理解できる知識等を身につけてほしいという高度なニーズが介護現場にあることを再認識できた。これは今回調査を行った2施設が本学介護施設実習の最終段階を担当しており、学生への期待も込められた回答であると考えられる。本学教育においては介護現場での実習を通して実践へつながる知見や体験の更なる提供・充実を目指しており、実習生のコミュニケーション能力や倫理観、観察力や共感力を育成するための指導が求められている。服部他（2019）の「本学介護福祉士養成課程における実習指導の検討」で「今後、学生の実習効果を高めるために提出書類の内容を精査し、必要な項目を増減させることも検討課題である」「カンファレンスをより効果的に行うための検討も必要である」「（カンファレンスでは）学生が気づきや学びをしっかりと報告し振り返りができるように導き、指導者の的確な助言が受けられるように教員が進行の手本を示す」という課題や展望を述べたが、利用者とのコミュニケー

ションへの取り組みがわかるプロセスレコードや日々の実習日誌、利用者への介護過程の書類がそれぞれ関連していることへの共通理解や実習指導者との指導の方向性の統一等について、登録指導者だけでなく実際に実習生と接する機会のある現場指導者への周知や情報収集手段等についてのサポートなど、養成校の役割と連携の必要性を再確認することができた。ただ書類を減らすのではなく「なぜその書類を学習に使用しているか」という目的や個々の実習生の学習到達度、習得レベル等について相互確認し、精査していく必要がある。その第一歩として今回のアンケート調査を行い、現場指導者にも実習指導においての変更内容を周知し、方向性を共有するという目的は達成できたのではないと思われる。実習指導者が実習生に対して、介護福祉士としてどのようなことを学んでほしいかという思いを知ることができたが、問7において普段の業務と実習生への指導の視点が混在している回答もあった。実習生への指導の視点という項目を別に作成していれば、それぞれのより具体的な結果が判明したのではないかと考えられる。今回は試験的に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設各1か所のみで調査を行ったが、質問項目、内容を再検討し、協力施設数を増やして更なる視点の共有、課題の考察を行う事で、学生への指導内容と根拠を共有し、登録指導者や学生の不安や負担の軽減につなげることが出来ると考えられる。登録指導者のみが現場指導者に養成校との連携事項や情報伝達を行うのではなく、介護実習施設全体と養成校が相互に連携、サポートの機会を作れるよう取り組んでいきたい。

5. おわりに

今回の研究では介護施設の実習指導者が、介護福祉士養成教育に対して「コミュニケーションを通して利用者を取り巻く状況を理解し、なぜその介護が必要なのかを考え、現場のスタッフ達と連携、対応できる人材を育成してほしい」という期待を寄せていることが明らかとなった。現場の期待に応える実習指導のあり方について今後検討していくため、また現場の介護職員が望む介護福祉士像に近づけるため、今後の課題を以下のように考える。

- (1) より多くの現場指導者の声を集めると同時に、目的に沿った学びにつなげるためにはどのような実習記録物が必要か、カンファレンスの持ち方、現場で何に重点を置いて実習生を指導していただく必要があるのか等、実習指導担当教員間で精査する。
- (2) 実習生の「努力の方向性」と「到達度の実感（自己評価）」、実習指導者が求めている「努力の方向性」「評価としての実習生の到達度」が乖離しないよう、現在本学で行われているルーブリック評価、研究を視野に入れ、現場指導者を含めた実習指導者と「意識の共有とすり合わせ」を行う機会を作る。

また、今回確認することが出来なかったが、留学生の日本語習得レベルや生活文化の違い等から生じる課題、実習指導者が感じている指導への悩み等についても検証する必要がある。今後も実習施設と連携、情報共有の機会を作り、登録指導者だけでなく現場指導者への共有の工夫、サポートについても話し合い、介護福祉士をめざす学生が安心して実習

を行える環境を整えていきたい。

謝辞

本研究で使用したアンケート調査に際し、関係者の皆様に多大なるご協力をいただきましたことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

参考文献

1. 服部優子ほか「本学介護福祉士養成課程における実習指導の検討－本学保育士養成課程の実習指導と比較して－」高田短期大学介護・福祉研究第5号、2019
2. 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 新カリキュラム対応 介護実習指導の内容とポイント pamphlet.pdf (jaccw.or.jp)
3. 厚生労働省ホームページ 「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について 第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 平成30年2月15日 Microsoft PowerPoint - 介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し (mhlw.go.jp)
4. 鷺尾敦ほか「介護実習ループリック評価結果を用いた学生の実習分析」高田短期大学紀要第38号、2020

調査報告

三重県における新地域支援事業を支える住民参加型組織・団体の現状

蒔 田 勝 義

1 はじめに

家族構成や地域との関係性等が変化する中、「介護の社会化」を目指して、我が国における五番目の社会保険制度として介護保険制度がスタートして20余年が経過し、その規模や実態も急激に変化している。

持続可能な社会保障制度確立を基本とする地域包括ケアシステムの構築をめざす中で、平成27年度から要支援者の訪問介護や通所介護が、介護保険の給付対象から外れ、市町村が実施主体となって行う新地域支援事業がスタートした。

そのサービスを提供する多様な地域の団体の一つとして、昭和50年代後半から登場した住民相互の支え合いを基本とした団体の活躍が改めて脚光を浴び、大いに期待されている。

三重県の各市町でも、それぞれの地域性を考慮し様々な取り組みがなされているが、そのねらいや効果が十分に発揮されているとは言い難い状況と言える。

この調査報告は、その実態の一部を明らかにし、今後の更なる展開を展望すると共に、介護保険制度の今後の方向性や課題の一端にも言及しようとするものである。

2 三重県における住民参加型組織・団体の変遷

在宅における福祉サービスの重要性が高まり、昭和50年代後半より新しい市民活動の一つとして、非営利で有料・有償の在宅福祉サービスを行う「住民参加型在宅福祉サービス」が都市部を中心に組織され、活動を展開していった。

ホームヘルプサービスや在宅におけるちょっとした困りごとのお手伝いを中心とするサービスを、住民相互の助け合いの精神をベースに、自らが具体的なサービスを担おうとする活動で、地域の実情に合わせた形で、様々な形態で活動が展開されてきた。

三重県においても、住民自らが組織し立ち上げた団体、全国組織に加入して活動する団体、市町村社協が事務局となり立ち上げた団体等、県下の10数か所で組織され、活動を展開していったが、都市部やその周辺地域のように大きなうねりを持った活動には至らなかった。また、全国的に見ても限られた地域での活動に留まり、全国連絡会も組織されてはいるが、規約や会費制度を設けず、広く関係団体への周知により住民主体の活動を推進するというゆるやかなネットワークとなっている。

その後、介護保険が始まるにあたり、法人であれば介護保険事業に参入できることから、特定非営利活動法人格を取得して、介護保険事業者としての活動を始める団体も出てきた

が、全国的にも少数であり、三重県においては数ヶ所に留まった。

そして、時を経て介護保険制度の見直しによる新地域支援事業での住民参加型団体へのラブコールとなり、県内 29 市町での新たな展開を迎え、新地域支援事業を支える活動に参加する団体、新たに参加をめざして組織される団体、従来の支え合い活動を続ける団体等、市町行政による推進の違いもあり、各市町で大きな差が生じている。

3 新地域支援事業について

将来の持続可能な社会保障制度の確立のために、そして、効率的で、かつ質の高い医療提供制度と地域包括ケアシステムの構築をめざして、平成 26 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立した。

それを受けて介護保険制度が見直され、平成 27 年度から 3 年間で、これまでの全国一律であった要支援者に対する訪問介護や通所介護が、介護保険の給付対象から市町村が行う新たな地域支援事業に移行されることになった。

この見直しは、高齢者の抱える多様な介護・生活支援ニーズに応えるため、全国一律のサービスの種類や内容等によらず、地域の実情に応じた取り組みを推進するもので、従来の介護事業所だけでなく、企業・協同組合・各種法人・社会福祉協議会、さらに自治会や町内会・老人クラブ・NPO、そして、住民が主体となって多様なサービスを提供する地域の支え合い、つまり、住民参加型団体への期待が高まっている。

新地域支援事業は、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」と要支援者と事業対象者を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」とからなり、この調査報告では、「介護予防・生活支援サービス事業」の中で、「訪問型サービス」と「通所型サービス」を取り上げ、三重県における現状を報告するものである。

「訪問型サービス」と「通所型サービス」には、①現行相当サービス②サービス A（基準緩和サービス）③サービス B（住民主体サービス）等に分けられ、次のように分類されている。

- ① 現行相当サービスは、これまでの要支援者に対する訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）と同様のサービスで、専門的対応が必要な対象者へのサービスとして実施。
- ② サービス A（基準緩和サービス）は、これまでのホームヘルプサービスやデイサービスに比べ、人員や設備等の基準を緩和したサービスで、専門的対応が不必要な対象者へのサービスとして実施。
- ③ サービス B（住民主体サービス）は、地縁団体、ボランティア、NPO などによる住民主体の訪問型、通所型サービスで、住民相互の支え合いの取り組みにより、これまでの制度の枠にとらわれない柔軟なサービスも実施できる。

4 三重県の各市町における「訪問型サービス」「通所型サービス」の実施状況

令和元年5月1日時点の県の実施状況調査の結果は次のとおりである。三重県内の市町は14市15町であるが、介護保険者としては10市12町3広域連合の計25である。

「訪問型サービス」は、

- ① 現行相当サービスは、10市12町3広域連合全てで実施されている
- ② サービスA（基準緩和サービス）は、8市6町2広域と16か所（64%）に留まっている
- ③ サービスB（住民主体サービス）は、7市5町1広域と13か所（52%）に留まっている

「通所型サービス」は、

- ① 現行相当サービスは、10市12町3広域連合全てで実施されている
- ② サービスA（基準緩和サービス）は、7市4町2広域と13か所（52%）に留まっている
- ③ サービスB（住民主体サービス）は、6市2町2広域と10か所（40%）に留まっている

これらの実施個所数は、前年の平成30年度の調査結果と殆ど変わっておらず、訪問型でも通所型でも住民主体サービスのサービスBの推進が進んでいない状況といえる。訪問型は、担い手の確保と推進組織結成の課題が壁となっているが、通所型の場合は、さらに開催場所の確保といったハードルが高いことから取り組みが進みにくいと考えられる。

上記調査で、「実施している」と返事している市町等の場合でも、その実態を詳しく見ると、市内全域までには広がっていない例もあり、さらに細かな検討が必要である。

そこで、県内北勢地域で訪問型のサービスBを「実施している」と回答しているA市と「実施予定なし」と回答している隣接するB町のこれまでの推進方法や住民参加型組織・団体の現状について検討する。

A市では、従来から概ね中学校区を区域とする地区に、市行政の出張所である23の地区市民センターを設置し、一方で市社会福祉協議会では、その地区を区域とする地区社会福祉協議会を組織し、また、住民にとっての身近な相談場所である在宅介護支援センターを設置する等、それぞれの地区ごとに小地域の福祉を推進してきた。その中で、住民参加型組織・団体は、その組織経過や形態は異なっているが、市内の数ヶ所で組織され、それぞれに独自の活動を展開していた。

そこで、市行政の介護保険担当課では、既に組織化されている組織・団体を中心に各地区に働きかけ、平成31年度末までに各地区での住民主体サービスの創出をめざして、地区

市民センター・自治会・地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会・ボランティア等を対象に説明会を開始していった。説明会の中で出される要望や意見等も丁寧に拾い上げながら、サービスの具体的な内容や市からの補助システムを構築し、平成 29 年 4 月からのスタートを目標に制度構築を進め、市内全地区ではなく、準備のできた地区からスタートすることとなり、平成 29 年 10 月には、12 の団体が事業を開始する運びとなった。訪問型と通所型を行う団体が 3 団体、訪問型のみを行う団体が 2 団体、通所型のみを行う団体が 7 団体で事業を開始している。その後も準備できた地区から順次サービスを開始し、平成 30 年 10 月には、14 団体と展開してきた。さらに、実施団体の横の連絡会を組織し、サービス実施上の課題や市への要望等をまとめ、サービスの向上にも力を注いでいる。

当初、なかなか腰を上げなかった地区へも、決め細かな説明会を度重ねて行い、キーパーソンを探し出し、地区での意見を吸い上げその地区に出来る方法でさらに推進をしているが、市内 23 地区の内、訪問型サービス B を実施しているのは 6 地区、通所型サービス B を実施しているのは 11 地区に留まり、半数以上の地区では、まだサービス B が実施されていない状況である。

サービス B は、市町の人口規模や面積等により一概には言えないが、小学校区や中学校区といった小地域での実施が求められ、それらの充実が、国が進めようとしている地域包括ケアシステムの構築へとつながるものと考えられる。

一方、A 市に隣接する B 町の場合は、行政としてはサービス B を行っていないが、町内には他県の先進例に誘発された個人の熱意により、住民参加型組織・団体は既に立ち上がっており活動を開始している。さらに、町社会福祉協議会では小学校区ごとに整備されている行政のコミュニティセンターを基盤に、その区域ごとに、その地域の実情に合わせた住民参加型組織の結成をめざして数年前より活動を続け、一か所、二か所とその芽が出始めている所であるが、それらの組織が全地区に出来るように、地域に働きかけるとともに、行政へのサービス B への取り組みの働きかけが、大いに望まれるところである。

この A 市や B 町の事例からもわかるように、サービス B への取り組みや推進にあたっては、行政（保険者）側の理解と決断とともに、社会福祉協議会を中心とする地域福祉の推進、特に、住民が直接サービスに参加する意識の醸成や組織の養成が不可欠であり、双方が車の両輪のごとく機能的に働くことによってはじめて、住民主体サービスの充実が図られるものと考えられる。

5 住民主体サービスの充実をめざして

「笛吹けど踊らず」とよく言われるように、新地域支援事業も国が全国の幾つかの先進事例を基に全国展開をめざし旗を振り推進しているが、実施主体である市町村の取り組みは三重県の実況だけでなく、全国の多くの市町村での取り組みをみても不十分であり、現在

のところ成功しているとは言い難い。

一方で、介護保険の見直しで、新地域支援事業の対象を要支援者だけでなく、要介護1・2まで対象とすべく議論が既になされており、令和3年度からは要介護1を対象者に含めようと、全国の推進状況を見直し前のめりに政策を推し進めようとしている。

そこで、介護保険の負担を軽減し、かつ、高齢者福祉の充実をどう推し進めればよいか、若干のまとめをしておきたい。

- ① 介護保険は、その導入時からケアプランの作成にあたり、フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスの活用が叫ばれていたが、実際には、フォーマルサービスだけでケアプランを作成することが多く、ケアマネジャーの養成や研修時から、改めてインフォーマルサービスの活用を徹底して指導する。
- ② 市町村社会福祉協議会や施設法人が中心となって、地域にインフォーマルサービスを開発する。
- ③ 市町村社会福祉協議会は、本来の役目である地域福祉の推進の中で、住民主体となる組織化を他団体や組織と協働して開発し推進する。
- ④ 市町村行政は、地域包括ケアシステムの構築を図る中で、住民主体サービスの意義や位置づけを明確にし、積極的に取り入れていく。
- ⑤ 地域住民は、地域の課題を我が事として認識し、共有し、他団体や組織と協働して課題解決に取り組む。

まだまだ課題も多く、今後の展望も見通せない状況の新地域支援事業であるが、地域共生社会を掲げる今日、地域包括ケアシステムを担う一翼としての住民参加型組織・団体のさらなる活動の展開を期待すると共に、地域住民一人ひとりが地域の課題を我が事・丸ごととして取り組む地域社会の構築に期待している。

実践報告

留学生に対する情報伝達の現状と課題 ～報告・連絡・相談のあり方～

中 川 千 代

はじめに

本学は、在留資格「介護」創設前の2009（平成21）年度から介護福祉士を養成する人間介護福祉学科（現在は、キャリア育成学科介護福祉コース）を中心に留学生を受け入れている。筆者が所属する介護福祉コースは主に介護福祉士の国家資格取得を目指している学生を養成している。2009年頃は、介護福祉士資格を取得して卒業しても外国籍の学生は「介護」の資格を活かして就職することはできなかった。進路は、別の資格取得を目指し四年制大学に再入学・編入したり、「介護」以外の名目で介護施設に就職したりしていた。その当時受け入れていた留学生はほとんどが中国出身であったため、日本語能力はあまり高くなくても漢字圏であることから意思疎通は割と出来て、様々な専門用語も漢字からおおよその意味を理解でき、授業にも大きな支障なくついてきてくれていた感覚があった。

2015（平成27）年度ネパール出身の留学生を1名受け入れて以来、徐々に多国籍多人数の留学生を受け入れることになる。2019（平成31）年度からは、1クラスの中で非漢字圏の留学生が占める割合が50%を超えたことから、授業中はもとより、事務手続き、様々な学生支援の場面においても留学生とのコミュニケーションをいかに円滑に行い、必要な情報伝達をしていくか、さらに学生生活を不安なく過ごし、卒業後希望の介護業務に国内で就けるためにどのような支えが必要かなどが解決すべき課題として顕在化している。

そこで、2017～2020年度に受け入れた留学生の状況をまとめ、本学の支援体制と実際の出来事を中心に、科目担当者として介護福祉コースの教員として、また、ゼミナール担当教員としてどのような心配りや声かけを行ったか、主に留学生自身からの情報収集、彼らへの情報提供の場面での工夫、また各関係機関との連携について現状と課題をまとめる。

1. 外国人介護人材の日本への受入れについて

2025年に団塊の世代すべてが75歳以上になる上、介護が必要となる人が急速に増加することが見込まれている中、厚生労働省は介護人材確保に取り組んでいる。外国人介護人材の日本への受入れについては、現行以下の4ルートがある。

(1) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ

インドネシア、フィリピン及びベトナムから受入れ、981人（2019年3月現在）が介護福祉士国家資格を取得している。

(2) 在留資格「介護」による受入れ

(3) 技能実習制度（介護職種）による受入れ

発展途上地域等への技能等の移転を図りその経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律案」が2016（平成28）年11月に成立・公布され、2017年11月1日に施行されている。介護分野では2017年9月にサービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるように、2017年11月1日に対象職種に介護が追加された。

(4) 新たな外国人人材受入れのための在留資格「特定技能」の創設

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において外国人を受入れる「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が2018（平成30）年12月8日に成立し、2019（平成31）年4月1日から施行されている。この在留資格「特定技能」は、一定の専門性・技能を有している人材を就労目的で幅広く受入れていくための仕組みであるため、その入国に当たっては一定の技能水準と一定の日本語能力が求められ、介護分野においては「介護技能評価試験」を所管省庁が実施することとなっている。

2. 在留資格「介護」による受入れ

在留資格「介護」による受入れは、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、2017（平成29）年9月より制度が施行されており、2018（平成30）年12月末時点で185人、2019（令和元）年6月末時点で499人が就業している（法務省入国管理局 HP「令和元年6月末現在における在留外国人数について」）。その基本的な流れは、留学生として介護福祉士養成施設で2年以上学習し、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士資格を取得することで、在留資格「介護」が付与される。留学生の間は、原則家族の帯同が認められず、資格外活動（アルバイト）として就業に制限（週28時間まで）があるが、在留資格「介護」を取得した後は、家族の帯同が可能となり、就業に制限がなく業務に従事することができる。

(1) 経過措置による介護福祉士の登録

介護福祉士資格取得に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「新法」という。）の施行により、2017（平成29）年4月1日より介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となる（介護福祉士登録を受ける）には介護福祉士試験に合格しなければならない（新法第39条）こととなったが、新法の施行（平成29年4月1日）から2027（令和9）年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格または受験しなかった者）、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに登録の申請をすることにより卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする特例措置が設けられている。

(2) 経過措置の概要

5年の間は、介護福祉士国家試験に合格した者と同様、介護福祉士だが、5年の間に①または②のいずれかの方法により、有効期限を解除しないと、5年後に介護福祉士の登録は消除される。

- ① 5年の間に、介護福祉士国家試験に合格すること。
- ② 養成施設卒業年度の翌年度の4月1日から起算して、5年間、継続して介護等の業務に従事すること。

つまり、現時点では2026（令和8）年度卒業の留学生までは、介護福祉士国家試験に不合格になったとしても在留資格「介護」を付与され、卒業の翌年度から5年間介護等の業務に従事し続ければ介護福祉士となれるということになる。よって2025（令和7）年度入学までの留学生にとっては在留資格「介護」の特例措置によりハードルが下げられ、介護福祉士養成施設を卒業すれば日本で就労する機会（就労ビザ）を得られることになる。それだけに、介護福祉士養成施設での2年間に日本語能力を高めるとともに日本の文化・習慣・国民性を理解すること、そして何より介護の基本的な知識・技術を身につけることがいかに必要であるのかは明らかである。

3. 本学の留学生状況

本実践報告は高田短期大学研究倫理委員会にて承認（高短研審第20-9号）を得ている。本学キャリア育成学科介護福祉コースでの留学生受入れ状況は、図1のとおりネパール、スリランカ、中国、フィリピン、ベトナム、モンゴルの6か国からでネパール出身者が急増している。留学生と日本人のバランスも2019、2020年度では50%以上が留学生という状

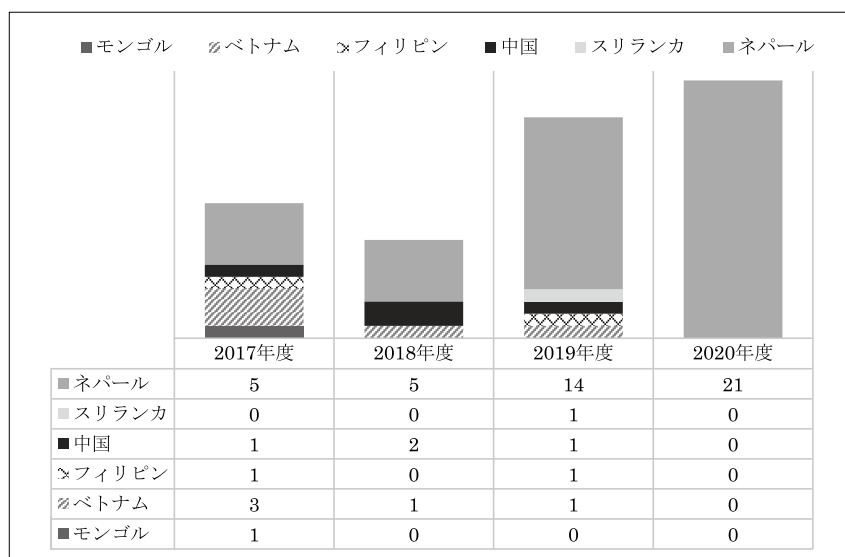


図1. 本学の留学生受入れ状況（出身国別）2017～2020年度入学生

況である（図2参照）。全国的には、図3のとおりベトナム出身者が最も多く次いで中国、ネパールとなっており、2019年度は2,037人（26か国）を受け入れている。なお、2019年度の養成施設の定員は14,387人で入学者数6,982人、定員充足率は48.5%、入学者のうち留学生が占める割合は29.2%であった。また、2020年度の定員は13,619人で入学者数7,042人、定員充足率は51.7%、入学者のうち留学生が占める割合は34.0%である。本学だけにとどまらず全国的に留学生が増加傾向にあることがわかる。

また、図4は留学生の年齢構成の状況で19～26歳の分布が主で、2020年度はそれまでの年度に比べ低年齢化していることがわかる。JLPT日本語能力試験（Japanese-Language Proficiency Test、略称JLPT、日能試）は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金が主催の、日本語を母語としない人を対象に日本語能力を認定する検定試験である。現在は、7月および12月の年2回試験が実施されている。

本学の外国人留学生入試の出願資格としては、本学の建学の精神および教育理念などを理解した上で、日本の高等教育機関で学ぶことの意義を理解し、日本で学ぼうとする熱意のある者を対象としている。具体的には、外国国籍を有する者で、外国の学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、「出入国管理及び難民認定法」において大学入学に支障のない在留資格を有する者、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」N3以上合格者またはこれに準ずると認められる者となっている。図5は、入学時のJLPTの合格状況を示す。図6は2017～2020年度の留学生のJLPTの受験とその結果を示す。ただし、2020（令和2）年7月については新型コロナウイルス感染対策のため中止されているので、2020年度入学者については2020年12月6日に試験が開催さ

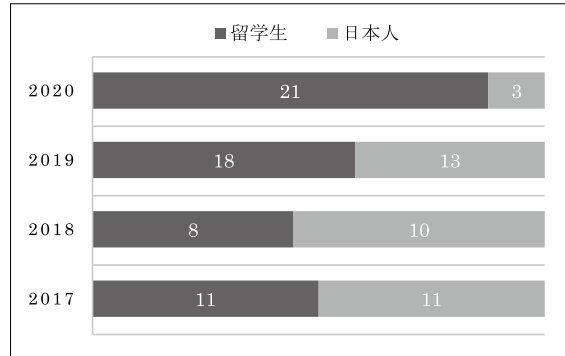


図2. 留学生と日本人のバランス

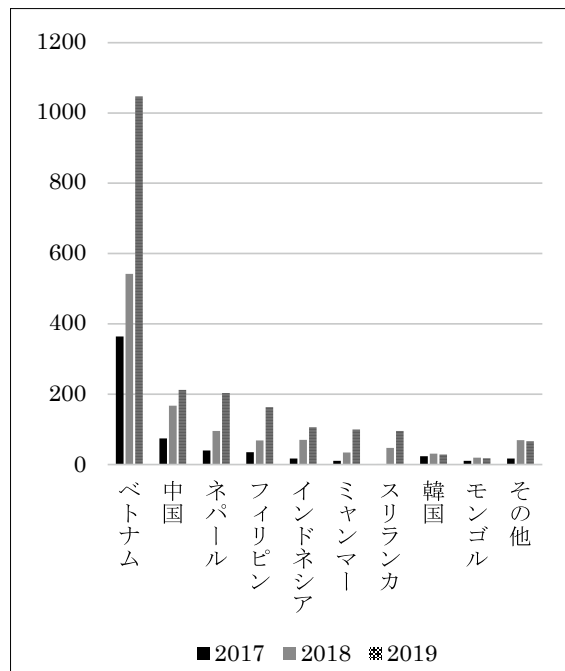


図3. 全国の介護福祉士養成施設での留学生受入れ状況

る。図5は、入学時のJLPTの合格状況を示す。図6は2017～2020年度の留学生のJLPTの受験とその結果を示す。ただし、2020（令和2）年7月については新型コロナウイルス感染対策のため中止されているので、2020年度入学者については2020年12月6日に試験が開催さ

れ、2021年3月上旬に結果がわかる予定である。図6より2017～2019年の留学生37名中、在学中にN3の合格者は3名、N2の合格者は6名、N1受験者は7名だが7名中ひとりも合格できなかったという結果であった。



図4. 本学受入れ留学生の年齢構成

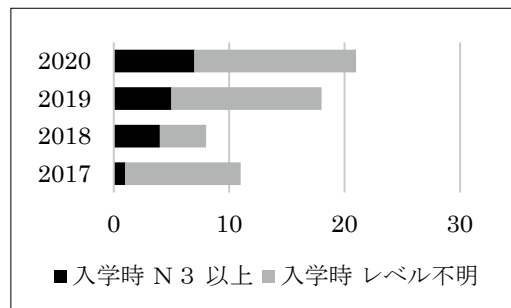


図5. 入学時の日本語能力レベル

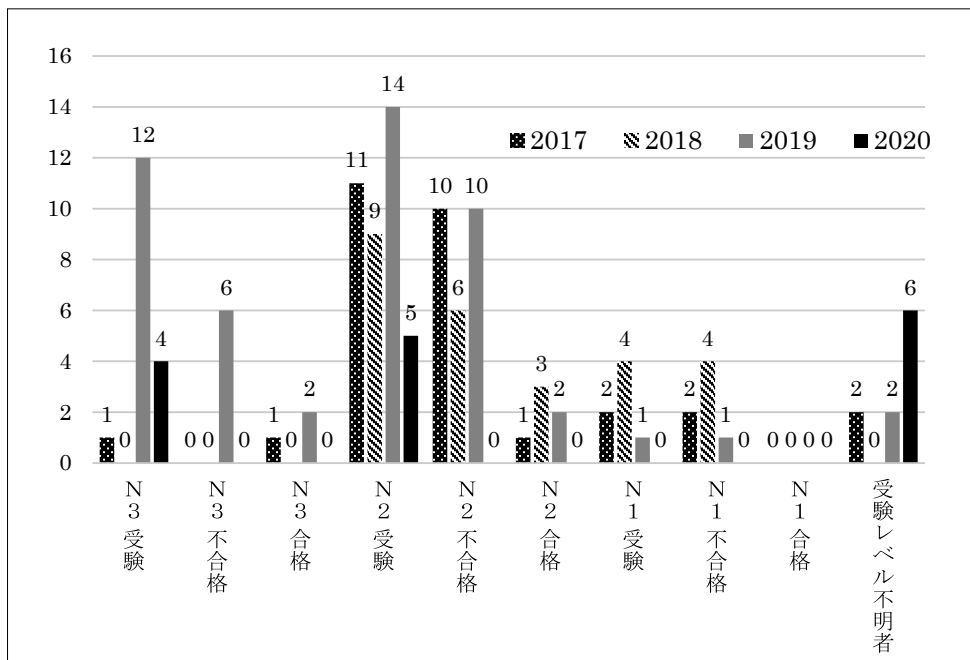


図6. JLPT 日本語能力試験 (在学中) 受験状況 (複数回答あり)

4. 本学の留学生支援体制

本学の留学生の日本語能力レベルは、上記のとおりである。そのような現状の中、本学では外国人留学生支援委員会をはじめ、教学部に外国人留学生支援室を置き、事務局職員12名が生活面での留学生アドバイザーとして職員一人が3～4名の留学生を担当する体制をとり、きめ細かいサポートを実施している。学修面でのサポートとしてはゼミナール担当教員、日本語教員が担当する。カリキュラムに留学生が選択できる「日本語会話Ⅰ・Ⅱ」「日本語作文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」の科目を設置している。また、共通教養科目である「日本語表現」「キャリアデザイン」「情報基礎演習」は日本人クラスと留学生クラスに分け授業を行っている。介護福祉士専門領域の科目に関してもTA（ティーチングアシスタント）や日本語補助員を配置している科目もある。そして単位には関係ない「留学生日本語特別講座」を週1コマ開催している。

5. 科目担当教員、ゼミナール担当教員としての実践

(1) 「コミュニケーション技術」の取り組み

1年前期に設定されている「コミュニケーション技術」の中で、介護者としての自分自身の理解を目的に「自分の大切にしている価値について」グループで意見を述べあい、他人の意見を批評せず十分に耳を傾け最終的に合意形成を図る体験を行っている。年度によって多少の差はあるが毎年人気の授業である。クラスの人間関係ができあがってしまう前に行う方が日本人の場合グループワークが成立しやすいと考えていた。また、グループワークの特性として、小グループは異質性の高いグループの方が高い学習効果が得られることからメンバーづくりにも工夫してきた。性別・年齢・出身国・課外活動歴などに配慮し、グループによい刺激となるような独創性や創造性のある議論が展開できるよう意図してきた。18歳の女性で積極的に意見を交わすことを好まない学生が集まってしまうと合意形成がすぐできてしまい、価値についての揺らぎが起これば議論が深まらないケースもある。もちろん筆者も介入して揺さぶりをかける。熱心にやりとりをして発表のために合意形成を図ろうと努力する中でいろいろな考え方があつていくことに気づいていく。全15回中第2・3回あたりに90分～130分位かけて行っている授業だった。

この授業が2018年度までは成立していた。日本人が多かったのでグループワークを行いながら留学生を学生同士でもサポートし進行していくことが可能だった。留学生の増加に伴い2019年度からは授業進行が難しくなった。7つの価値「権力」「健康」「学歴」「愛情」「名誉」「金銭」「誠実」の意味調べを事前学習課題とすることとし、グループメンバーがすべてネパール出身者の場合はネパール語で議論しても良いことにした。また、コロナ禍で対面授業ができなかったこともあり、2020年度は第11・12回に計画し直して180分かけて行った。振り返りシートに記入された内容（日本人学生）について表1に一部挙げる。表1の振り返りシートに表現されたような学びができることがねらいだが、留学生の中から

表 1. 価値交流学習終了後の学生振り返りシートの内容（一部抜粋：日本人学生）

この話し合いや発表で、気づいたことは何ですか	・人それぞれ意見が違うから相手の意見も尊重していきたい。考え方が似ている班もあれば全く違う班もあり楽しかった。みんな積極的に話し合いに参加して話すことができた。どれだけ反対の意見でもやさしく聞いてくれたからよかった。 ・グループによって順位が違って国（文化）によって考え方が違うことに気づいた。みんな同じ意見ではないことを知れて面白いと思った。 ・人にはそれぞれ違う考え方があることがわかった。同じ順位にした人でも理由が違うことがあった。 ・自分の考えを言って他人の考えを聞いて納得することもたくさんあったので、他の人の意見をしっかりと聞くことは大切だと思った。 ・意見を一つにまとめるのが難しかった。価値観は一人ずつ違うのでまとめることはそもそも難しい。
この話し合いや発表で、気づいたことを今後の生活にどう生かしますか	・人はみんな考え方が違うということを覚え、その人に合った介護とか関わり方をしていかなければならないと思った。みんなで話せることを増やしていきたい。 ・最初からものを決めつけないことが大切だ。だから周りも気にしつつ自分も意見を言えるようにしていきたい。 ・人の意見を最後まで聞いて分からないことはちゃんと聞いていこうと思った。 ・これから働いた時にも話し合いがあると思うけど、他人の意見をしっかりと聞いて自分の意見と違う考え方があるということを頭に置いて話し合いをしたい。 ・あまり話をしたことのない人と話ができて意外と価値観が似ていて話をしてみてその人の印象が良い意味で変わった。

も「人によって考え方は違う」「相談することで何が大事かわかった」「自分が思うこと他人が思うことは違うので意見を聞いていくことが大切」などの言葉を引き出すことができた。概ね意図が伝わったと感じられた。

(2) 「介護概論」の取り組み

「介護概論」の授業の中では沢山の専門用語が出てくるので困難を極めている。漢字が読めないためにわからないのではなく、その単語の読みがわかったとしても意味がわからないためルビを振るだけでは解決しない。初回全員に指定のクリアファイルを配布し、日付・授業回数・配布資料の種類・板書内容を記入できる授業プリントを毎回配布した。授業で行った内容を整理できるように毎回指導しても回数が重なってくるとその授業プリントをうまく活用できず混乱し「何日の何回目に配布したこの資料を出してください」という指示になかなか反応できない。クリアファイル提出日を指定してきちんとファイリングするよう事後学習課題にしてもできない学生もいる（本来なら授業中に簡単にできる作業である）。漢字の問題というよりは「学修」習慣の訓練ができていないようにも感じられる。

例えば高齢者虐待を教えるために、まず「これは虐待ですか？」という12の不適切なケアの例「自力で食事摂取ができるが時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう。」等をプリントで示したとしても、その文がどういう意味なのかがすぐに理解できないためそれを理解するのに時間がかかり、不適切なケアかそうでないのかも自己判断できない。不適切なケアがすべて虐待ではないが、適切なケアができる環

境を整えないと誰でも不適切なケアが行き過ぎて虐待を起こしてしまう可能性を秘めているということを理解させたい。筆者が介護・福祉研究第6号で報告したとおり、高齢者虐待を教授する際、高齢者虐待防止についての倫理観の醸成はもとより、高齢者虐待に至る背景に目を向け介護者自身の介護を受ける側への優しさや守りたいと思う気持ちや自身の努力だけでは虐待の発生を防ぐことが困難であることへの気づき、発生する温床となる劣悪な介護環境への働きかけが主体的にできるようになるための土台形成になることをねらいとして伝えたいと考えている。しかし、留学生中心のクラスの実情では「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」とは何かを簡単な日本語で具体的に示すことはもちろん、英単語で伝えたり絵を見せたりジェスチャーをしたりして説明していると相当の時間と労力が奪われる。母国語に変換させるとちょっと違うニュアンスになっていることがあり、それもなかなか伝わりにくい。そして、試験の際、教科書資料持ち込みで問題の分量も調整し文字を書く問題も少なくしたものの、2020年度に関しては留学生の半数近くが満足に書いていなかったため筆者の想像以上に理解度が低かったと思われる。文字を書き写すスピードも慣れていないため2020年度の留学生は解答に時間がかかった。教授方法・試験問題ともに更なる工夫が必要だと考えている。

(3)「介護過程演習」の取り組み

介護過程の「アセスメント」「生活課題の明確化」「介護目標の立案」「介護の実施」「評価と修正」の流れを理解させるのも難しい。教科書以外のカラー印刷した資料をクリアファイルに保管させ、今教えていることはこの段階のこのことだと何度も伝える。「日常生活自立度の判定基準」を伝えながら、起居・移動動作について細かく振り返っていると、留学生たちは「寝返り」「うつ伏せ」「四つ這い」「膝立ち」「いざる」など介護の専門用語というよりは、日本人なら生活の中から自然と身についている言葉がわからないことに改めて気づく。「おむつかぶれ」という言葉も馴染まない。「かぶれる」という動詞がわかりますかと尋ねると「帽子をかぶれる」と答えてくれた。この単語だけでも理解してもらうのは至難の業である。ICFの視点や考え方を理解させるのも、「生活機能」には「心身機能・身体構造」「活動」「参加」があり、その中でも介護に最も重要な「活動」を理解させることも労力がある。ADL動作については何度も伝える中でわかってきている感触がある。家事動作・能力とは何かもかなりわかってきた。余暇活動は「余暇」の意味がなかなかわからない。職業能力については説明しなくてもよいかと思っていたら「職業」という言葉がわからないと多くの留学生が反応し、何年もこの授業をしているが今年度は24名中21名がネパール出身ということもあり、新たにわからなさ加減が筆者に理解できてきて情報伝達の困難さがさらに明確になった。

(4) ゼミナール担当教員としての支援

ゼミナール担当教員としては、単位修得が計画通りできているか本人とともにチェックしたり、欠席回数など体調管理も含めて見守る必要があるのは日本人と同様だ。就職活動のサポートをする留学生支援室やキャリア支援センターはあっても、ゼミナール担当教員ということで留学生に近い存在でもあることから、留学生独自の県の奨学金の受給のため面接で答える内容を指導したり面接練習も行ってきた。就職希望の施設や介護実習先を見学に行く際のバスの時刻表や路線図を一緒に見て、交通手段や経路の確認をしたり、求人票の内容の見方や留意点を確認したり、夏休み・春休みに帰国するにはどの時期を選ぶと学修に支障がないか相談したりもしてきた。就職の配属先が決まりその地域のどの辺りに住むと買い物や通勤が便利なのかなど相談に乗り一緒に考えた。また、学生同士のトラブルの調整や教科書等の紛失の支援、病気ケガ等で不足した介護実習や授業のフォローアップ、体調不良時どの病院を受診すればよいか、医師に何を伝えればよいか等保健室と連携しての声かけなど支援内容は多岐にわたる。しかし、この1～2年は留学生支援室の充実が図られゼミナール担当の負担は軽減されてきた。

6. 国家試験合格に向けて

2016年度入学の学生から2年次卒業前に介護福祉士国家試験の受験が課せられることとなり、前述したとおり特例措置があるため不合格であっても介護の仕事には就けるものの合格者が出ることを目指している。本学独自の「介護福祉演習Ⅰ・Ⅱ」として60時間の国家試験対策の科目が設けられている上、前述の「留学生日本語特別講座」の時間を活用し国家試験対策を強化している。今年度、介護福祉士養成施設協会が実施した留学生に対する国家試験問題の誤回答の聞き取り調査を筆者のゼミナール留学生に行ったところ、「任意」「密着」の意味、「最も適切なものを選択する」ことの難しさ、「活用を控える」「最小限にとどめる」等、問題表現の意味などが理解できないため回答できないことが聞き取れた。介護福祉の専門的な知識の理解のみならず、日本語表現の理解に慣れていないことによる困難さもみえてきた。

7. 報告・連絡・相談のあり方

本学の留学生支援の良さは、何といてもきめ細かいサポートを全学一丸となり取り組んでいる所にあると考える。今年度は特に各部署がそれぞれの支援を行いながら、情報共有を細かく取り合って重層的に留学生サポートができているように感じている。留学生に伝える情報は一度伝えただけではほぼ伝わっていないだろうと理解し、何度も伝えること、わからなければいつでも質問してきてもらえる雰囲気づくりも大切だと考えられる。配布物や掲示板を中心としながら留学生とスマホのLINEアプリ等を活用して文字だけでなく画像を用いて情報交換も行いTKS（高短教務システム）の利用方法、manabaの使用法、

提出物の期限や場所など勘違いのないようにしている。気をつけているようでも 2019 年度に筆者のゼミナールで施設見学を企画した際、数名の留学生が集合場所を勘違いしてスクールバスにうまく乗れず急遽ルート変更して、相手先施設に到着するのが 20 分程度遅れてしまうという失敗事例も発生した。正確な情報がうまく伝達できるよう失敗から学ぶことも多いが、予測して対処できるようにしたい。留学生側も、多くの職員が関わっているだけに報告する際にどの項目について誰に言えばよいのかわからないことがあり、一番早く伝わる必要のある部署に必要な情報が届かずタイムラグが出てしまう等の行き違いが起こったこともあった。

まとめ

介護福祉士の養成ニーズは今後ますます高まるであろうし、日本人の本学介護福祉コース入学希望者が増加しない限り留学生の介護人材育成は継続していくであろう。留学生は発展途上国から来ている学生が多く、バイタリティーに富み少しのことではへこたれない精神力がある学生たちだ。日本人学生たちに良い意味で刺激となってくれている。また、日本語は伝わりにくくても授業態度は熱心でセンスの良い学生も多い。日本を選んで遥か海を渡り学びにきてくれている留学生たちの先輩は卒業後介護施設等で期待に応えて働いてくれている。その姿に勇気をいただき、より多くの外国人介護福祉士が日本で活躍してもらえるよう今回少し明らかになった課題を少しずつ解決できる方向にもっていけるようさらに実践を継続していきたい。

【参考文献】

1. 柴田拓己「外国人介護人材の日本への受入れについて～制度の理解～」季刊誌介護福祉夏季号 No.114、2019
2. 中川千代「能動的学修（アクティブラーニング）を取り入れた授業実践～高齢者虐待防止についてディベートを通じた討論の展開～」高田短期大学介護・福祉研究第 6 号 2020
3. 菊池信子編著「福祉実践をサポートする介護概論」第 2 版、教育情報出版、2018
4. 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureiisha/index.html
5. 法務省 / 令和元年度 6 月末現在における在留外国人数について <https://jvnet.yushitsuchimatsu.com/news/20191025-moj-2/>
6. 認知症介護情報ネットワーク「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム（学習者用教材）」 https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_60_center_3.php
7. 介養協「介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生」2020.10.15 http://kaiyokyo.net/news/h28-r2_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf

授業実践報告

介護福祉士を目指す留学生のためのコンピューターリテラシー —情報基礎演習 介護福祉コース—

川喜田多佳子・寺家 尚美

1. はじめに

2020 年度に介護福祉士を養成する大学や専門学校に入学した留学生の数は、20 か国から 2,395 人であり、日本人を含む全体の入学者数 7,042 人の 34% を占めている¹。本学キャリア育成学科介護福祉コースの 2020 年度入学者数は、日本人学生 3 人、留学生 23 人であり、日本人学生を大きく上回る人数の留学生が入学した。また、留学生の数は、年々増加しており、2 年前の 2018

表 1. 介護福祉コース入学者人数

年度	日本人	留学生 () 内は国数
2018	10	8 (3)
2019	13	19 (5)
2020	3	23 (1)

2018 年ネパール 8 中国 2 ベトナム 1
2019 年ネパール 14 ベトナム 2 スリランカ 1 中国 1
フィリピン 1
2020 年ネパール 23

年度に入学した留学生が 8 人であったことと比較すると、留学生の人数は約 3 倍に増加している。今後介護現場では、多数の外国人が働く職場となる。在学中から日本人学生と留学生がともに学ぶ授業は、文化の違いなどお互いを認め合いつつ、協働意識を高める必要があると考える。筆者らは、キャリア育成学科介護福祉コース 1 年生の情報基礎演習において、2017 年度より日本人学生と留学生の協働意識を高める授業を実践してきた²。その中で介護福祉士を目指す留学生に必要なコンピューターリテラシーとは何か、これまでの実践内容からみえたものを報告する。

2. 情報基礎演習について

本学では、1 年生前期授業に共通教養科目である情報基礎演習の授業がある。この授業は、2 年間の学生生活において配布されたノートパソコンを中心に、情報を適切に活用できるようになるために、パソコンの基本的な扱い方と Office アプリの基礎を学ぶ。パソコン活用技能はどのような職場でも必要不可欠であることから、卒業後も実践で生かせるようにすることを授業の狙いとしている。介護福祉コースの情報基礎演習においては、介護現場でも作成するであろう Word を使ったチラシや注意喚起ポスター作成、PowerPoint を使った自己紹介プレゼンテーションやグループでの課題作成を実施している。特に 2018 年からは、留学生の人数が増加していることもあり、日本人学生と留学生を混在させた少人数でのグループワークを実施し、異文化への理解を深め、思いやりの心を育みつつ、この先の介護福祉現場を見据えた積極的な活動の意識を高める授業を実践している。グループワークは

15回の授業後半で、PowerPointを使った演習で実施する。「自己紹介」や「私のおすすめ」をテーマとしたプレゼン作成と発表を実施し、学生同士が相互評価することでお互いの理解を深めたところで、次のグループワークで協働課題に取り組む。昨年の課題は、日本の昔話の電子絵本作成と発表であった。これは、留学生の日本に関する知識向上、介護現場で高齢者とのコミュニケーションの一助になることが考えられることから実施した。また、ともに学ぶだけでなく、日本人学生が留学生をサポートすることで、異文化コミュニケーションを図るだけでなく、日本人学生のリーダーシップ力向上につなげることも狙いとした。

3. 留学生の問題点

多人数の留学生への授業では、パソコン活用と協働意識向上の学習効果がみえる反面、問題点もみえてきた。1つめは、日本語能力の低い留学生が増加し、授業内での教員からの指示、パソコンに関する専門用語や操作方法の説明を理解させるのに時間がかかることである。さらには、理解できず我慢できない留学生が、躊躇することなく母国語で周りの留学生とやり取りを始めてしまう姿もみられる。また、テキストが読めない問題もあるため、本授業では、日本語ルビのある留学生向けの教科書を採用しているが、日本語能力の低さから教科書を読んで学習に活用できるところには至っていない。2つめは、パソコンスキルの低さである。日本語入力に不慣れだけでなくマウスにも慣れておらず、操作に時間がかかる。そのため、自分でパソコンを操作せずに隣の留学生に任せてしまう学生もいる。このような授業状況において、昨年度は15回の授業前半で日本人学生から留学生の取り組み姿勢や授業進行の遅さに対する不満の声があがる場面もあった。

4. 今年度実施内容

4-1 クラス編成

今年度は昨年よりも留学生の人数がさらに増加したことやこれまでの問題点を改善するために、留学生の日本語能力により情報基礎演習のクラスを2つに分けることとした。クラス編成は、日本人学生3人と入試での日本語成績が高かった留学生11人を寺家が担当し、残りの留学生12人を川喜田が担当した。同じ時間割で実施し、学びの要所でグループワークやクラスを統合した授業も取り入れることを計画した。

4-2 授業内容

今年度もパソコンを活用したグループワークをいくつか取り入れ、お互い協力したり教えあったりする授業を実施する予定であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第1回から第4回授業までが遠隔授業となった。また、対面授業開始後も感染防止対策のため、複数人で行うグループワークの実施は見送ることとなった。各授業回の内容は、表2に示すとおりである。

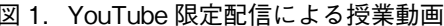
表2. 授業内容

遠隔授業	第1回	ガイダンス manabaの使い方
	第2回	ノートパソコンの活用1 コンピュータの基本、短大メールの使い方
	第3回	ノートパソコンの活用2 manabaの使い方、Word基礎
	第4回	自己紹介文の作成 日本語入力を学ぶ
対面授業	第5回	Word 文書作成の基本1
	第6回	Word 文書作成の基本2
	第7回	Word 文書作成の応用
	第8回	Wordのまとめ（ポスター作り）
	第9回	PowerPoint スライド作成の基本1
	第10回	PowerPoint スライド作成の基本2
	第11回	PowerPoint 自己紹介プレゼンテーションの準備
	第12回	PowerPoint 自己紹介プレゼンテーションの準備
	第13回	PowerPoint 自己紹介プレゼンテーションの発表1
	第14回	PowerPoint 自己紹介プレゼンテーションの発表2（留学生） Excelの基本1 四則演算、表作成（日本人）
	第15回	PowerPoint 発表のふりかえり（留学生） Excelまとめ（日本人）

4-2-1 遠隔授業

留学生の中には、Wi-Fiなどの常時接続できるネットワーク環境が整っていない学生もいたため、遠隔授業では、あらかじめ作成した授業動画の視聴と学習支援システムであるmanabaを活用したオンデマンド型の授業を行った。授業動画は、ネットワーク環境の整った学生にはYouTubeによる限定配信を行い、ネットワーク環境のない学生には動画や授業用データを入れたUSB 郵送による受講とした。情報基礎演習は、他の授業の遠隔授業においても必要となるノートパソコンの使い方やmanabaについて学ぶ授業であるため、他の授業より先行して4月27日に第1回目の授業配信を行った。PowerPointを使った説明動画とキャプチャソフトを使ったパソコン操作画面を提示した動画を併用し、manabaの使い方、短大Webメールの使い方、Wordの基礎について学習した。出席管理は、manabaのアンケートや小テスト機能を使い、期限内に授業動画内で指示した内容の返信や確認テストを行った学生を出席とした。しかし、入学間もない留学生には遠隔授業はとても困難であり、ほとんどの留学生には指示が伝わらず、課題や出席管理用のテスト実施やアンケート回答に反応がないという状況となった。留学生支援室による遠隔授業の進め方のサポートを受けたが、授業の進みはよいものではなかった。日本語能力の低い留学生は、学内で他の学生たちと共に学び、直接指導を実施する授業が大切だということであろう。

遠隔授業の方法は、YouTubeによるオンデマンド形式とした。動画内の説明文章はふりがなをつけたり、ひらがな表記にしたりすることで、言葉だけでなく文章で伝わるようにした。

図 2. 遠隔授業の理解度と授業アンケート

対面授業が始まった第5回から第8回までは Word を使った文書作成を行った。基本操

第7回からは施設施設での要素を想定した本格的な作りの課題では、指示内容がうまく理解できず、全員がネパールのまつり紹介ポスターを作成している。日本人学生は作品



川喜田クラスでは、暑中見舞いと迷子猫案内のポスター作成を行った。作品に取り組む姿勢において留学生に共通する特徴がある。それは完成例と同じものを忠実に再現することに強いこだわりを持つところである。朝顔のイラスト作成では、蔓の絡み具合や葉っぱの角度、猫のイラストでは不揃いな髭の表現などを納得のいくまで書き直す。その後、留学生同士で相互評価をしながらより良いものに仕上げていく。これは過去4年間、すべての留学生から見て取れる姿勢であった。

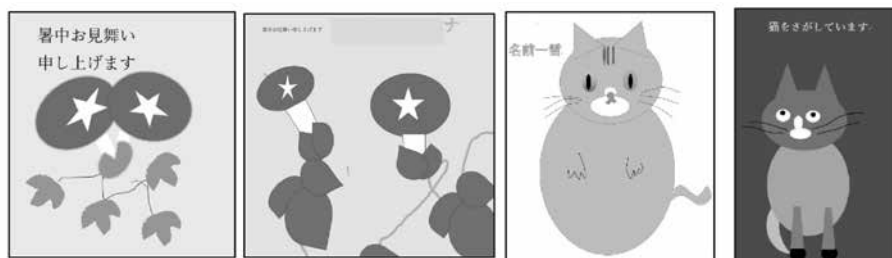


図4. 川喜田クラス 暑中お見舞いと迷子猫案内のポスター作品

第9回目からはPowerPointを使ったスライド作成の基本を学習した後、最終課題である自己紹介プレゼンテーション課題に取り組んだ。寺家クラスでは第13回目授業で日本人学生の発表を行い、留学生には発表のお手本としてみるよう指示した。第14回目授業で両クラスの留学生全員が発表を行った。全員の発表についてお互いにコメントを入れ合い、manabaの掲示板機能を使って自分あてのコメントを見ることができるようにした。今年度はグループワークを実施することはできなかったが、最終課題であるプレゼン発表と相互評価実施では、歌を披露する学生が数名いたり、日本語に詰まりながらも臆することなく発表を行ったりする積極的な取り組み姿勢がみられた。また、お互いの発表についてしっかりコメントを言うことができた。コメントは文章でも提出してもらったが、こちらは文章能力の問題もあり、単純な表現のみのものが多かった。

制作の仕上げ過程では、アニメーションや画面切り替え設定について、熱心に質問する姿勢が多く見られた。留学生は「このように感じてもらえる発表をしたい」という明確なビジョンを持って制作していく。質問の方法も「わたしの台詞に合わせて動くようにしたいです。みんなに素敵ですねってしてもらいたいからです」という具体的な表現をする。聞き手の心を動かし、感動させたいという思いを念頭においていることがわかる。また特定の学生から出てきた質問に反応し、「私にもそれを教えてください」という声が広がっていく。そのため個人から出た質問は皆に共有し、プロジェクターを用いて演習形式で説明する作業を繰り返し行った。表3はプレゼン発表に対するコメントを抜粋したものである。たどたどしい日本語ではあるものの、聞き手として心が動いていることが見て取れる。このフィードバックにより発表した留学生も自分の作品が狙い通りであった達成感を得ることができただろう。これこそ理想的なプレゼンテーションと言えるのではないかと考える。

表 3. プレゼン発表に対する留学生のコメント（抜粋）

Aさんへのコメント	Aさんの発表は面白かったです。 ネパールのボカラのお勧めを上手に絵も出してよく説明できました。 Aさんの発表を聞いてボカラのことをわかりましたが、もちよとはきり説明したほうがいいと思います。 Aさんの発表はネパールの国民の花と鳥について話しました上手に絵を入れて作りました楽しになりました Aさん、の発表はネパールについてでした。いいでした。 Aさんの発表はようはとてもおもしろかった 楽しかったでした。 Aさんの発表は面白かった。
Bさんへのコメント	Bさんの発表は歌について面白でした。 Bさんの発表は日本の歌う雨の日はみんな一回聞いたほうがいいです。 Bさん日本語で歌も聞きましたとてもいいです。 B：日本の歌を上手にうたいえました。 Bさんは日本の歌を頑張って歌いながら発表がよくできました。 Bさんの発表で日本の昔の歌について聞きました。この歌を慣れると役に立つと思います。 Bさんは上手に歌を歌って施設の働いていることとかやり方を発表しました良かったです Bさん、の発表は日本の昔の歌でした。その歌は一回も聞いたことが無いですが、まだ聞きたいです。 Bさん歌った歌をすごいでした。 Bさんの歌が面白かったでした
Cさんへのコメント	Cさんはボカラの説明はとてもいいです。 Cさんはいろいろ場所の説明してよかったです。 Cさんのはなが素晴らしい ネパールのボカラのお勧めを上手に絵も出してよく説明できました。 Cさん：とてもいいです。 CさんはCさんの行きたいところは私のも興味があります発表が上手にしましたやり方はすごいと思います。 Cさん、の発表もネパールのことで説明しましてまだララに行っていないんですが、ララのことを聞いていく気持ちになってます。 Cさんの発表はネパールについていいでした。 発表はいいでした、その中で私行きたいところはララです。 Cさんの発表ではボカラとかCさんが行きたいな色々所についてわかりました。

4-3 授業終了後のアンケート結果

5回の授業が終了した後、授業についてのアンケートをmanabaにて実施した。質問内容は、「この授業で一番難しかったことはどれか」、「この授業で勉強したこととなかで、できるようになってよかったことはどれか」を複数回答可とした。回答結果は、寺家クラスのみではあるが、この授業で一番難しかったことは、図形描画によるイラスト作成であった。教科書にある雪ウサギや夏祭りの提灯のイラストを図形の組み合わせで作成したが、マウス操作に不慣れであったり、マウスを使わずにノートパソコンのタッチパッドで操作する留学生の姿が見られたりしたことの結果だと考える。

また、この授業で学び、できるようになってよかったことは、manabaの使い方が7名と一番多く、イラスト作成は3名という結果であった。これは、この授業が他の授業を受

けるうえで重要な役割を占めていることを証明する結果であり、最も不慣れな操作であったイラスト作成はできるようになった実感を得ることができなかったと考える。

川喜田クラスの学生については、1年前期の段階ではまだ日本語の理解が難しいためか、データとして有用な結果を得ることができなかった。授業についての自由コメントをみると、他の授業の課題やレポート作成に役立ったという声や、情報活用力があがったことを実感している声があることから、授業の目的は達成できたといえる。

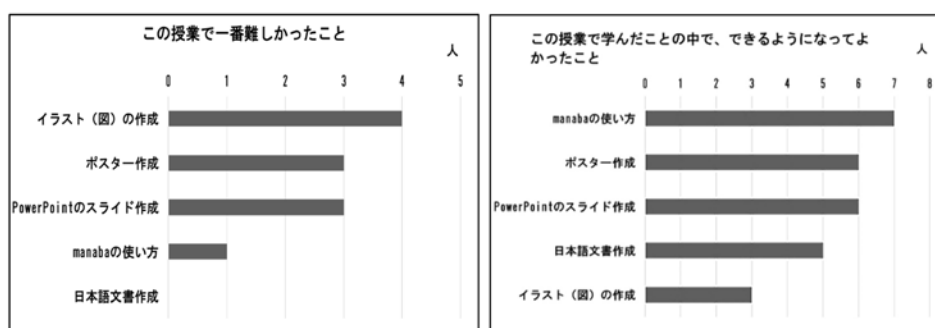


図5. 難しかったこと、よかったこと（複数回答）

5. 取り組みからみえたこと

日本語能力は低いものの、留学生の取り組み姿勢は日本人より積極的な態度で挑んでくる。わからないことがあれば、自分の言葉で物怖じせず質問をしたり、他の発言に対してすぐに反応したりと、自分の意見も出せる。相互評価がしっかりできるのが留学生の特徴である。このような点に関しては一緒に学んでいる日本人学生も見習って欲しいところである。2017年度から2020年度までの4年間で実施してきた授業内容として、その特徴が顕著にみられたのがプレゼン発表である。今回のプレゼン発表においても、テーマが自己紹介や私のおすすめであったことから、故郷のこと、家族のこと、母

表4. 授業アンケート結果（複数回答） n=11

このじゅうし授業を受けて助かりました。他の授業の課題とレポートをやりやすくなりました。
今までわたしはパソコン使い方わからないけど先生のおかげでいろいろなこと教えてもらいました。今からもっとがんばります。パソコンから字書くむずかしいけどどんどん上手になっています。ありがとうございました😊
ネパールでパソコンの勉強しましたが忘れた時もう一度勉強する機会がもらいました。ありがとうございました。
情報基礎演習の授業を受けて良かったです。色々なわからないことをわかってきました。ありがとうございました。
15回の授業が終わりました。先生の私たちに教えてくれたことと先生から習ったコンピューター☞の使い方が好きです。
この授業に習ったことを他の科目にも良く役に立ちました。実際にパソコンを使いながらやったことで覚え安くなりました。パソコンの使い方自分が今までできなかった、作業を少しずつ習って来てとても良かったです。
この授業に教えてもらってことは全部役に立つので、授業を受けてとても良かったと思います。
先生は優しく教えたかたはいいおもいましたパワポイントについてもっと上手につかうことをなりたいです
この授業で先生から簡単な説明をして教えてくれましたのでよかったです。
この授業受けていろいろなパソコンの使い方を学びました。
私は、パソコンをあまり使えませんでしたのでこの授業を受けて word や powerpoint などの操作をできるようになりました。先生はいつも優しく教えてくれました。ありがとうございます。

国料理など自分の大切にしているものや興味深いものであったことから、よりよいものを作りたいという姿勢が見られた。しかしながら、この取り組みでは留学生のもつ積極性からくるマイナス面も見えてくる。他の人が話していても気にすることなく自分の質問や意見を発する場面が多々見られた。しかし自分の興味のないものについては、完成度を高める工夫をしない傾向も見られ熱意の感じられない作品を臆することなく提出してしまう点もある(図5)。そのような学生に対し、適切なタイミングでのモチベーションアップを促す指導方法も今後の検討課題である。

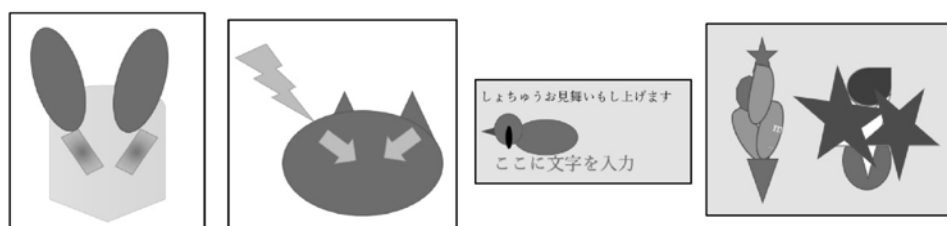


図 6. 完成度が低い作品例

表 5. 留学生の特徴

プラス面	マイナス面
・自分の作品に大きな自信が持てる ・相互評価がしっかりできる ・作品にこだわりを持ち、よりよいものになるまでなんども教員に質問できる	・複数人が同時に自分の考えを言う ・説明は聞かず、一人一人が自分のタイミングで個人指導を求める ・母国テーマ以外に興味を示さない

6. まとめ

来年度はカリキュラムを変更し、1年前期の情報基礎演習に加え、後期に文書情報演習1が加わる。これにより Word での文書処理技能の向上を狙っている。授業で数多く課されるレポートのほとんどが Word での製作となる。留学生には授業での演習を通し、日本のレポート書式や印刷のテクニック、さらにはコンピューターリテラシーや周辺機器共有利用のマナーなど、日本で働くために必要な知識をさらに身につけて欲しいと考える。

人数が多く、多様な留学生には、日本人学生とは異なる対応が必要となる。これまで行ってきた4年間の授業実践の中で、留学生の授業目標を達成するためには、興味のある内容のできる限りの演習を行わせることであった。また、留学生へのパソコン指導には、パソコンの技術を教えるだけでなく、集中力を切らさず取り組ませる授業展開がカギとなった。また、授業前半は教員と学生の距離を縮め、よりよいスタートが切れることも重要なポイントの一つである。それには家族や仲間を大切にする国民性を尊重し、一人一人の主張に

根気よく傾聴する姿勢が軸であると考え。新しいカリキュラムでは、これまでに得た良い成果を生かしつつ、新たな課題を見出しながら留学生にとって最良なコンピューターリテラシー教育を行っていききたい。

引用 参考文献

- 1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 令和2年度 介護福祉士養成施設の入学定員充足度状況等に関する調査の結果について（2020年10月15日発表資料）
- 2 川喜田多佳子 寺家尚美 日本人学生と留学生の協働意識を高める授業の成果と課題－情報基礎演習 介護福祉コース実践報告－『高田短期大学紀要第37号』（平成31年3月）

第1回介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～ 作文コンクール受賞者一覧

小学生の部 【応募数 439】

賞 名	名 前	学年	学校名	題 名（テーマ）
最 優 秀 賞	中川 綾乃	5	松阪市立射和小	私のお兄ちゃん
優 秀 賞	今田 流煌	6	亀山市立井田川小	介護はだれにでもできる
	沖須 奏太	5	松阪市立朝見小	未来のおじいちゃん、おばあちゃんの介護
優 良 賞	桃井 茜	5	松阪市立第一小	私の祖母
	村田 彩綾	5	松阪市立花岡小	もっと知ってほしい、ヘルプマークのこと
	毛利 孝成	6	亀山市立井田川小	介護のみらい
高田短期大学学長賞	倉敷 康明	6	亀山市立井田川小	おじいちゃんのために
三重県社会福祉協議会会長賞	匿名希望	5	県内小学校	わたしたちの身近な介護
三重県介護福祉士会会長賞	篠原 杏弥	5	亀山市立昼生小	介護士の人材不足を解消へ
三重県老人福祉施設協会会長賞	松井 友里	5	亀山市立昼生小	あったらいい介護ロボット
全国障害者問題研究会 三重支部支部長賞	山本 麗衣	6	松阪市立天白小	すてきな介護さん

中学生の部 【応募数 661】

賞 名	名 前	学年	学校名	題 名（テーマ）
最 優 秀 賞	大西永梨奈	2	松阪市立嬉野中	ありがとう手帳
優 秀 賞	井上 和音	2	松阪市立久保中	「思いやり」～私がおばあちゃんとの体験を通じて学んだこと
	花崎 翔	1	高田中	ありがとう
優 良 賞	岡田 翔	1	鳥羽市立神島中	協力し合う社会
	辻 夏子	2	松阪市立久保中	介護について
	村上 桃菜	3	川越町立川越中	未来の介護のために
高田短期大学学長賞	坂野 日音	3	高田中	安らぎのロボット
	伊藤 大智	1	亀山市立中部中	僕に出来る介護
三重県社会福祉協議会会長賞	嶋 美緒	1	高田中	曾祖母からの最後の贈り物
三重県介護福祉士会会長賞	大城 心音	2	松阪市立中部中	私にとっての介護とは
三重県老人福祉施設協会会長賞	太田 晃輝	1	亀山市立中部中	ひいお婆ちゃんと介護
全国障害者問題研究会 三重支部支部長賞	吉村 采莉	1	松阪市立鎌田中	私の弟の未来

介護福祉研究センターでは今年度、高田短期大学と共催で「第1回 介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～作文コンクール」を開催しました。三重県内の小学生、中学生から合計1,100点にものぼる応募をいただきました。厳正な選考の結果、以下の6作品が最優秀賞、優秀賞を受賞しましたので紹介します。

小学生の部 最優秀賞

私のお兄ちゃん

松阪市立射和小学校5年 中川 綾乃

お母さんは介護の仕事をしています。夜勤の時には、おじいさん達のおむつを交換したり、食事の介助をしたりしています。

私のお兄ちゃんはおじいちゃんの介護を家でしています。最初病院から帰って来た時はベッドからあまり動くことができず、お母さんが吸痰をしていました。少しずつ元気になり、自分でトイレにも行けるようになりましたがやはり不自由な体は変わらず、おじいちゃんもイライラしているように思います。それが介護をしているお兄ちゃんに対して態度に出てしまい、一生懸命介護をしているお兄ちゃんはイライラしてしまいます。それを見てみると悲しくなります。介護は大変なので何か助けてあげることができるのですが、私にはまだ何も出来ず少し手伝いができるくらいしかありません。お母さんも病院関係の仕事をしていますので、おじいちゃんの事は少し分かるようですがお兄ちゃん・おばあちゃんに対しての話し方は他人よりきついように思います。

今のおじいちゃんは少しずつ足が動かなくなり、床をはっている事もあります。それを助けるのもお兄ちゃんの役目です。お兄ちゃんがお風呂にも入っていますがだんだん歩けなくなり、お風呂にも入れなくなりました。デイサービスという施設を利用するシステムがありますが、おじいちゃんはあまり行きたくないようです。時々でも通えば、ゆっくりお風呂にも入れてもらったり出来るのにどうしておじいちゃんは施設に行かないのだろうと思います。

介護の仕事は大変だけど家族の介護は、もっと大変だと私は見ていて思います。お母さんの仕事の話とお兄ちゃんの姿を見ているとおじいちゃんがデイサービスに行って、他の人達と話しが出来る、また違ったおじいちゃんになるのかなと思います。

これから私もお兄ちゃんの事を支えてあげたいと思っています。

ありがとう手帳

松阪市立嬉野中学校2年 大西永梨奈

私の祖母は、自宅で曾祖母の介護をしていました。二人とも耳が遠かったので、近くを通った人がびっくりするくらい大声で話をしていました。夕方になると私たちも加わって、更にぎやかな家になりました。曾祖母が散歩中に転倒した時や徘徊して迷子になった時には地域の人達が助けてくれました。家族のだれもがこんな毎日が続いていくのだと思っていましたが、ある日、祖母が事故に遭い、曾祖母は施設へ入所することになりました。曾祖母は、「家に帰りたい」と何度も言いました。このときになって、曾祖母が自宅で過ごしていたあの日々は、「有り難い」ものだったのだと気づきました。

いま、住み慣れたわが家で最期まで暮らせる高齢者は少ないと思います。なぜなら、要介護度が重くなると、介護スキルや住環境や人手など施設のように介護をするのはとても難しいからです。そして、介護はいつまで続くのかわかりません。「家で介護をしよう」と決断する時、介護者は深くて暗い森に入っていくような不安な気持ちになると思います。だからこそ、介護者に寄り添う仲間がいたら、きっと心強いだろうと思います。日々の出来事を話し、「それは大変だったね」というひと声をかけられるだけでも、介護者の心に光が差し込むと思います。さらに、羅針盤として介護の専門家の知恵も必要です。このように介護者一人に不安や悩みや苦勞を抱え込ませないしくみが必要だと思います。たとえ介護ロボットなどの技術が進歩しても、介護者の心に寄り添い、介護の土台を支えることができるのは人のちからだと思います。私は、みんなが「お互いさま」、「いつか私も誰かに助けてもらうかもしれない」、「あの時に助けられたから今がある」という気持ちで、直接介護を手伝ったり、介護者の悩みに耳を傾けたり、専門的な情報を提供したりして、伴走者として連携して助け合える『ありがとう手帳』をつくりたいと思いました。それは、介護者の心をひとりにしないネットワークづくりです。アプリを開発すれば、遠方に住む家族や専門家も参加できて、多くの人と広くつながりあい、それぞれが持っている力を出し合えます。何より「ありがとう」と言える経験と支援してくれる人の存在を実感できることは、介護者の疲れた心を回復させて、明日へ向かう力をくれると思います。また、介護経験を分かち合うことで、困っている人に気づく力、「今、自分にできることはないだろうか?」と積極的に考える力、「何か手伝えることはないですか?」と声をかける勇気を生み出すことができ、サポート力の向上につながります。感謝の経験が更なる感謝の行動を生みだして、「ありがとう」の連鎖をつくり出すことができるのではないかと思います。このように多くの人が多様な関わり方で介護者にエールを贈れる社会ができれば、家族で末永く暮らせる温かい未来が実現できるのではないかと思います。

介護はだれにでもできる

亀山市立井田川小学校 6 年 今田 流煌

ぼくは、「介護」と聞いて思い出したことがある。それは、95 才で数年前に亡くなった大じいちゃんを一生けん命介護していたおばあちゃんのことだ。大じいちゃんはいつからか、体の半分が不自由になり、病院と家を行き来するようになった。病院にお見舞いに行ったとき、大じいちゃんはぼくのことを分からず、天井をずっと見ていて少しこわかった。でも、家に帰ってくるたびに元気になっていつものやさしい大じいちゃんに戻るので、不思議に思っていた。

ある時、お母さんと大じいちゃんの家に行った。すると、おばあちゃんは大じいちゃんの全身をマッサージして、体をふいてあげていた。部屋の中にトイレも置いてあっておばあちゃんが大じいちゃんを支えてトイレを手伝っていた。おばあちゃんに、「何でマッサージするの？」と聞いたら、「体の血のめぐりがよくなって、手足が少しでも動かしやすいようにやに」と言われた。確かに入院していたときよりもずっと手足が動いていた。大じいちゃんが「毎日来てくれるんや、ありがとう」とおばあちゃんに伝えていたのを聞いてぼくはびっくりした。おばあちゃんは仕事で疲れているはずなのに毎日大じいちゃんが少しでも元気で長生きしてほしいために亀山から鈴鹿に通っているのだ。

大じいちゃんは、病院の先生が言っていた寿命よりずっと長生きしてから亡くなった。お母さんが、「おばあちゃんが毎日話しかけてマッサージして介護したおかげやな」と言っていて納得した。

でもぼくは、おばあちゃんのように自宅で家族を介護できるか不安だ。将来の介護方法について調べた。地域ほうかつケアシステムというものをつくっている最中であることが分かった。ぼくも将来このシステムを利用して色々な人と相談しながら家族を助けたい。

未来のおじいちゃん、おばあちゃんの介護

松阪市立朝見小学校 5年 沖須 奏太

ぼくは、二十年後くらいにおじいちゃんとおばあちゃんの介護をしなければならないかもしれません。そのためのために考えたことが三つあります。

一つ目は、介護がめんどくさくて介護をやめないということです。なぜこれが大切なのかというと介護をするということは人を生かしたり家族と一日でも多くすごすことにつながるからです。こんどは逆に介護をしなかった場合おじいちゃんとおばあちゃんが長生きできず家族といっしょにすごす時間が少なくなります。だから介護をやめないことが大切だと思います。

二つ目は、介護されている人が言うことを聞かなくても暴力をしないということです。まずこのことは絶対にしてはいけません。でもこういうことをする人が少しだけいるかもしれません。そういうことをする人のために「介護されている人に暴力は絶対にダメ」というポスターを作ったらいいと思います。なぜポスターを書いたほうがいいのかというと多くの学校では、四年生から環境ポスターを書いています。ぼく的にはゴミがへっていると思います。だからポスターを書いたら介護されている人に暴力する人がへると思います。

三つ目は、感謝の気持ちをわすれずに介護するということです。なぜ感謝の気持ちをわすれずに介護するかというとぼくがうれしいときはいっしょによろこんでくれておこるときはしっかりおこってくれて悲しいときはいっしょに悲しんでくれて色々お世話をしてもらってうれしいことしかありません。これはぼくの家だけではなくどこの家でもそうなのではないでしょうか。だから最後まで介護をしなければならないと考えました。

介護することで大切なのはまだあるけれど結局この三つが大事なんだと思います。本当に介護をするのか分からないけれど介護をするのならば、思いやりと感謝の気持ちをもってしっかりと介護をしていこうと思います。

「思いやり」～私がおばあちゃんとの体験を通じて学んだこと～

松阪市立久保中学校 2年 井上 和音

皆さんは、介護という言葉聞いてどのような事が頭に浮かんできますか。私は、去年の夏、庭にあるひまわりのような笑顔で死んでいったおばあちゃんのことを思い出します。

私のおばあちゃんは、(おばあちゃんとはいえ、曾祖母なのですが) 認知症が進み、一人で住むことができなくなったので老人ホームで生活していました。とうの昔に曾祖父は亡くなっていたので1人でさみしかったのでしょう、老人ホームでのおばあちゃんは輝いて見えました。しかし、その時は知りませんでした、それだけではないことに…。

おばあちゃんがいた老人ホームには、たくさんのご老人が入居されていました。私は、その人たちに姉や妹と話しかけたり、ピアノをきかせたりしていました。ご老人たちは、とても楽しそうに聴いてくれ、いつもニコニコと接してくれていました。また、壁には、習字や遠足の写真がかざっており、楽しくなごやかな、笑顔あふれるふんいきがただよっていました。また、職員さんは、食事の手伝いをしたり、車いすをひいたり、話しかける時などいつもいつも笑顔でたやさないのです。

また、こんな事もありました。おばあちゃんが熱でとても弱っていた時に、私の母は心配で心配で仕方がないというふうにうろうろし、職員の方に体調をたずねていました。その度に、忙しい中、何回も丁寧にくわしく病状を説明してくださいました。この事で母はどんなに救われたことでしょう。

私は、老人ホームに通ううち、このような体験をし、祖母がこんなにも生き生きしているのは、「ああ、なるほど、職員の方たちに囲まれ、その思いやりの心あふれる「家」になっているからなんだ」と気づきました。

しかし、「思いやり」とはいえ、色々な形、色々なものがあると思います。そして私は3つの思いやりが大切だと考えました。

1つ目は、命に対する思いやり、安全についてです。例えば、私のおばあちゃんがいた老人ホームには、認知症の人が勝手に外にでないよう職員がブザーを押さないと居住スペースの扉が開かないようになっていました。

2つ目は、人の心に気づかえる思いやりです。例えば、色んな人のため、道にあるごみを拾うことであったり、ありがとう、おはよう、などのあいさつを心がけるなどです。小さなことでも人の心には響くものです。

3つ目は、自然に対する思いやりです。最近は環境破壊が問題になっていますが、ほんの小さなことで良いのです。そこからはじめて普段から心の片すみに思いやりがあれば救われると思います。

この3つの思いやりには、1人1人が心がけるだけで、人々を、地球を、救える「力」があると思います。この世界には救いの手を求めている人がたくさんいます。その人たちに救いの手をさしのべるのは、私達中学生でもできるのではないのでしょうか。私達には、思いやりという「力」があるのですから。たとえ1人1人の力が小さくても、心と心がつながれば、大きな力となりえるでしょう。私のおばあちゃんもたくさんの思いやりをうけ、生きて、笑顔で生き生きとすごす力になっていたのでしょう。

私のおばあちゃんは、夏、静かに亡くなりました。しかし、その顔には笑みがうかんでいました。最後まで職員の方の思いやりで囲まれていたのでしょう。職員の方は、亡くなる前の様子をこと細かに私達にきかせてくれ、天国で安らかにすごせているかを案じ、願ってくれていました。私は今でも感謝の念につきません。今も、ご老人達を優しい、あの笑みで見守っているのでしょう。

世界には、大勢の人々がいます。世界中の皆がこの3つの思いやりを心がければ、世界はもっと生き生きとし、輝き、ひまわりのような笑みがさきほこるようになるでしょう。

今でも、おばあちゃんのうつった写真には、ひまわりのような笑顔がさいています。

中学生の部 優秀賞

ありがとう

高田中学校1年 花崎 翔

令和二年九月末、天に向かって、ゆったりと登っていく雲を見送った。僕が生まれてからずっと、傍にいてくれて暇があれば遊び、応援し、叱ってくれた。僕が、今の中学に合格したことを、誰よりも喜んでくれた人だった。

祖父の病気が分かったのは、僕が保育園の頃だった。散歩中、足の付け根が痛んで、よく休むようになった。病院へ行くと、すぐに入院となり、子供の僕は面会ができず祖父と会えなくなった。人工関節を入れ、病院での数か月の入院後、元気になって帰ってきた。

それからは、体調が悪くなくても、入院して手術を受ければ元気になった。小学五年になって、腎臓癌の転移だったと知らされた。癌を克服してくる祖父も、癌を何度も退治し祖父を元気にしてくれる医師や看護師も凄いなと思った。

僕が、中学受験を迎えた頃、新薬も、先進医療も試した祖父の治療が無くなった。食事が喉を通らず、ガリガリに痩せていく。足はむくんで象のようになり、一人では歩けなくなった。僕が肩を貸して移動させる。いつの間にか、とても大きかった祖父が僕よりはるかに小さく軽くなっていた。

病院での治療が無くなり、祖父は荒れた。病院で「家に帰りたい」と暴れた。自分で介護タクシーを呼び、無理やり帰って来て、二階の自分の部屋に運んでもらい籠城したこともある。自力で動けない祖父は、部屋から出ることが出来ず、自分では何もできないことを理解し、「自分でトイレに行けるまでリハビリを頑張って家に帰る」を目標に、また病院へ戻って行った。

どんどん要介護度が進み、自宅での介護が難しくなった。終末期も看取りも可能な老人ホームへ入所した。入所した途端、新型コロナウイルスの感染拡大で、家族でも面会が出来なくなった。家族は受付で必要なものを渡すだけ。祖父の介護は、ホームの職員さん達に任せることになった。僕が肩を貸して歩くだけでも大変だった。きっと大変な仕事だろうと想像できる。でもホームに入ってから祖父はいつも笑顔だった。ずっと「家に帰りたい」と言っていた祖父が、ホームの自室でゆったりと過ごし「今日は自分で洗濯した。特別弁当を食べた。イベントに参加した。ホームが楽しい」と言った。

その日は、突然やってきた。朝の五時、ホームから「体調がよくないので、救急車で病院に運ぶ」と連絡があった。祖母と父は、病院へ駆けつけ、「腸捻転らしい。手術してしばらく入院になる」と一安心した。ホームの職員さんも安堵してくれたそうだ。また元気になって帰ってくると皆が思っていた。僕は学校で悲しい知らせを聞いた。

祖父は、感謝すると手紙を書いた。癌に八年間付き合ってくれた医師にも、看護師さんにも、字が上手く書けなくなってからは、声で伝えていたようだ。ホームの片付けに行ったとき、担当してくれていた職員さんたちは「ご家族のことをたくさん教えてくれた。自慢のお孫さんのことも。何にでもすごく頑張る子で、いつも肩を貸して一緒に歩いてくれると良く話してくれた。私たちには、ささいなことでもお礼をたくさん言ってもらった」と泣きながら、教えてくれた。

僕は、介護は、寄り添う気持ちだと思う。その人のことを一番に考え、自分でできること、したいことは応援し、出来ないことをそっと手伝う。自分を認めてもらい、笑顔で毎日を送る。そんな介護をしてもらえた祖父は、幸せそうな顔で安らかに旅立った。

お正月前に、祖父からの年賀状を受け取った。「いつもありがとう。幸せになれよ!」と書いてあった。僕は、祖父のように感謝の気持ちを忘れずに生きたいと思う。

令和2年度高田短期大学介護福祉研究センター事業報告

1. センター会議

1) 前期センター会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて承認

- ・令和元年度事業報告（案）
- ・令和2年度事業計画（案）

2) 後期センター会議 令和2年12月15日（火） 参加者：5名

於）介護福祉研究センター

- ・令和2年度事業経過報告（案）
- ・令和3年度事業計画（案）
- ・令和3年度予算要求（案）
- ・新規研究員の紹介 世古口正臣（本学非常勤講師）
山下 千晶（学識経験者） 坂 和香（本学卒業生）
12月時点在籍研究員数：44名

2. 研究活動

介護福祉研究センターでは、地域の福祉施設等の関係者や介護福祉関係で活動していたいている方々、卒業生を研究員に招き、2021年3月現在45名の研究員が在籍しています。毎月一回の定例研究会を開催（今年度は7月より再開）し各分野の情報交換を行い、地域に還元できるよう学びあっています。

場所は、原則介護福祉研究センターまたは介護実習室で行っています。

1) 第38回定例研究会 7月16日（木）17：00～19：00 参加者：12名

- ・テーマ「高齢者見守り事業～そよ風～実践報告」
- ・発表者：城田 裕子研究員
- ・内 容：本学保育科卒業生（8期）でもあ

る城田研究員のこれまでに取り組んできた実践を紹介していただきました。

グループホームで認知症高齢者を支援していたころの取り組みとし



では、利用者の「お伊勢参りをしたい」というニーズから、バス旅行を企画し、実行するまでの資金集めや業者探しの工夫や実践、旅行前から当日までの利用者の様子などをエピソードを交えてお話しいたしました。地域との関わりについては、空き家を利用した「そよ風カフェ」について、立ち上げから地域との交流を目的とした様々な行事までご説明いただきました。地域の高齢者だけでなく、子どもたちが集まるイベントも企画、開催しており、そよ風カフェの活動を介して世代間の交流やさらなる活動の広がりが生まれていることを教えていただきました。

冒頭の自己紹介で、本学在学中に仲間と連帯し、よりよい学生生活を実現するために行動したエピソードをお話しいたしましたが、その後の実践も常にその頃の経験が礎になっていることがうかがえる実践報告でした。

2) 第 39 回定例研究会 9 月 11 日 (金) 17:00~19:00 参加者: 12 名

- ・ テーマ「介護との出会いの中で学ばせて頂いた事」
- ・ 発表者: 相楽 美津研究員
- ・ 内 容: 介護との出会いから今日に至るまでの 30 年間をふり返ってお話しいたしました。

40 歳台後半に介護を学ぶために入学した学校における現場実習で実際の介護と出会ったことが相楽研究員の介護に対する考え方の根本を作り上げたこと、卒業後の介護老人保健施設における職員時代には一人ひとりの利用者に合わせた介護のあり方を創意工夫し、その成果に



手ごたえを感じたこと、さらに母校の教員として後進の育成にあたったことなどをお話しいたしました。教員時代にはオーストラリアの高齢者入所施設を訪問し、寝たきりが日本だけのことであることを学び、オーストラリアにおける利用者一人ひとりの生き方を大切にした介護に刺激をうけたというエピソードもうかがいました。

教員を退職した後も介護の現場と関わり、さらに、ご自身が後期高齢者になったことから改めて気づいたこと、感じたことも、これまでの学びと照らし合わせてお話しいたしました。誰もが必ず老いるなかで、どのように生きるのか、どのような介護を求めるのか、どのように介護するのか考える機会となりました。

3) 第 40 回定例研究会 10 月 23 日 (金) 17:00~18:30 参加者: 11 名

- ・テーマ「介護職を目指す留学生のためのコンピューターリテラシー」
- ・発表者: 川喜田 多佳子研究員、寺家 尚美研究員
- ・内 容: 介護福祉コースに在籍する留学生を対象とした情報基礎演習という科目の取り組みについてお話いただきました。留学生の入学者が年々増加している現在、授業内容も将来彼らが介護の現場で働くことを見据え、日本についての理解を深めることができる実践的なテーマを選ぶなど、留学生の問題点を考慮しつつ日本人学生たちとの異文化交流や、協働意識の向上につながる授業展開の取り組みなどの工夫をご紹介いただきました。またコロナ対策のため授業内容を大幅に変更し、本学の遠隔学習支援システム manaba と連携して YouTube で動画を在学生限定で配信するなど、新しい取り組みとその結果についてもお話していただきました。

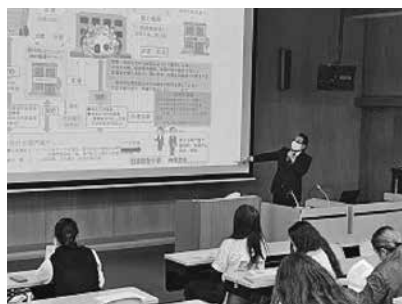
問題点だけでなく留学生たちの個性や努力の様子も知ることが出来、来年度のカリキュラムについても日本人学生と留学生、それぞれへの対応と課題について考える機会となりました。



4) 第 41 回定例研究会 11 月 6 日 (金) 16:20~18:20

参加者 介護福祉コース 1・2 年生: 52 名 研究員: 10 名

- ・テーマ「施設従事者による虐待とその防止～第 3 委員の検証作業から見てきたもの～」
- ・発表者: 市川 知律氏 (有限会社 With A Will 市川社会福祉士事務所取締役)
- ・内 容: 三重県高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム 副委員長の市川 知律先生に上記テーマでお話していただきました。事例からどのようなケースが虐待と判断されるのか、虐待防止法の目的、介護現場の声など様々な視点から虐待が起こる背景や「権利を守る」という事はどういう事なのかを考える機会となりました。施設運営側、管理者、職員、虐待してしまう側、そ



それぞれの事情と視点を考え事業所全体で話し合い、対応していくことが虐待の再発防止につながる。利用者の気持ちを聞かず日々のノルマをこなすことにとらわれていないか、事業所だけでなく私たちも夢と希望をもって入ってきた人の気持ちをつぶしていない

いか、あらためて見つめなおすことの大切さを教えていただきました。貴重な機会ということで、本校の介護福祉コースの学生たちも聴講させていただきました。今後の講義の中でも、より深く考える指導につなげていきたいと思います。

5) 第 42 回定例研究会 令和 3 年 1 月 19 日 (火) 17:00~18:30 参加者: 11 名

・テーマ「能動的学修を取り入れた授業実践～高齢者虐待防止についてディベートを通した討論の展開～及び、留学生の増加に伴う課題」

・発表者: 中川 千代研究員

・内 容: 中川センター長よりディベートを通した能動的学修（アクティブ・ラーニング）を行った授業について、その成果と課題を報告いただきました。



受講した学生からは、日常人間

関係に気を遣って議論をする機会の少ないことから、役割を決めて討論できるディベートは非常に新鮮で、積極的に授業に参加することができたという回答が多く寄せられていました。

一方で近年、アジア圏から多くの留学生在が介護福祉コースに入学しており、日本語能力をはじめ文化や生活習慣の違いからこれまでのような授業運営が難しくなっているという課題が示されました。これらの留学生に対しては、授業担当教員だけでなく様々な支援者による重層的な関わりにより、学びを深める取り組みをしていく必要があることが確認されました。その後の質疑応答では外国人留学生の日本語習得の問題や、介護人材確保の問題などについて意見の交換がおこなわれました。

6) 第 43 回定例研究会 令和 3 年 2 月 9 日 (火) 17:00~18:30 参加者: 10 名

・テーマ「特定施設入居者生活介護施設『虹の夢津』について」

・発表者: 萩野 智美研究員、堀山 絢加（萩野研究員の同僚）

・内 容: 本学卒業生の萩野 智美研究員と、同僚の堀山 絢加さんにより現在働いている施設についての紹介と今後の展望について発表していただきました。就労支援施設を併設することで障害を持つ方も自分の得意分野を活かす就労で自分の役割を果たし、その分介護職員は利用者と触れ合う業務に集中できるという共生スタイルや、コロナ対策を行いながらも毎日の生活の思い出作りに対して、介護職員だけでなく施設全体で取り組む姿勢などを、い



きいきとした利用者さんたちの生活風景と共に紹介していただきました。また、YouTube への動画で介護の楽しさについて PR する活動についてもご紹介いただきました。「介護のイメージをもっとポジティブな要素で伝えたい」と YouTube やインスタ

グラムを活用して、若者がより若い人へ伝えようという姿勢、よりよいものを伝えたいというエネルギーを感じたと受講者の方たちからも非常に好評でした。堀山さんは「おちゃのまみこち」という番組名で YouTube にたくさん介護についての楽しい動画をアップしていらっしゃいます。機会がありましたらぜひご試聴ください。

3. 実施事業

(1) 介護福祉セミナー

1) 第 1 回介護福祉セミナー

令和 2 年 6 月 27 日 (土) 13:30~15:30

テーマ「牛乳パックを使った服薬用手作り自助具」

講 師：永田 穰（一般社団法人三重県作業療法士会監事）

※新型コロナウイルス対策のため無期延期となりました。

来年度には再度計画したいです。

2) 第 2 回介護福祉セミナー

令和 2 年 12 月 12 日 (土) 13:30~15:30

参加者：17 名（一般、介護福祉施設職員、研究員等）

テーマ「筋膜リリース～肩こり解消と小顔効果～」

講 師：高山 文博研究員

※実際に自分の腕や頭・顔を動かしたり触れたりしながら、筋膜をリリースする必要性、気持ちよさ、ポイントなどを具体的に学びました。



(2) 白子公民館の高齢者と学生の交流サロン事業

1) 第1回(通算第29回)

令和2年9月19日(土) 10:30~12:00

参加者: 高齢者10名、学生ボランティア10名、

中川千代研究員、服部優子研究員、伊藤利美研究員、相楽美津研究員

内 容: 「いつでも夢を」の歌に合わせた簡単な体操、ネパールの概要について学習
自己紹介、名前送りゲーム



2) 第2回(通算第30回)

令和2年10月24日(土) 10:30~11:30

参加者: 高齢者8名、学生ボランティア5名

中川千代研究員、服部優子研究員、伊藤利美研究員、相楽美津研究員

内 容: 「いつでも夢を」の歌に合わせた簡単な体操、グループ対抗〇×クイズ大会
※いままで考えたことのないようなクイズで興味深く、ぜひ他の人にも教え
てあげたいという感想をいただき、クイズの問題と解答を提供しました。



3) 第3回(通算第31回)

令和2年11月21日(土) 10:30~11:30

参加者: 高齢者7名、学生ボランティア5名

中川千代研究員、服部優子研究員、伊藤利美研究員、相楽美津研究員

内 容: グループ対抗「人間すごろく」大会

※頭も身体も使いよく動いて時間が過ぎるのが早く感じとても楽しかった
という感想をいただきました。



4) 第4回、第5回

令和2年12月、令和3年1月に予定され直前まで準備しましたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止になりました。

※白子公民館館長から学生4名に感謝状が贈られました。

(3) 高校生等を対象とした介護啓発事業

1) 介護見学バスツアー 8月22日(土) 10:00～13:00

見学先：特別養護老人ホーム報徳園

参加者：日本語学校留学生13名、高校生2名、学生ボランティア2名、

中川千代研究員、服部優子研究員

内 容：施設概要紹介、施設利用者との交流、食形態の異なるメニュー試食体験



在学生主導のレクリエーションの様子



食形態の異なるメニュー試食体験



千草園長より施設の概要説明

4. 介護の未来を考えようーあなたの思いやりを言葉にしてみようー作文コンクール事業

今年度、新たな事業として、小中学生向けの介護啓発事業として作文コンクールを実施しました。高田短期大学と本センターの主催です。

募集期間：令和2年12月1日（火）～
令和3年1月31日（日）

対象者：小学生の部～県内小学校・特別支援学校
に通う小学5、6年生
中学生の部～県内中学校・中等教育学校・
特別支援学校に通う中学生

※入賞者は、介護福祉研究センター紀要
「高田短期大学介護・福祉研究」第7号
に掲載予定

後援は、三重県教育委員会、三重県医師会をはじめ、
各教育関係、医療福祉関係、報道関係に依頼し23団体から得ることができました。

令和2年11月20日（金）には介護福祉コースの学生の協力を得て報道記者発表を行いました。

また、12月14日には、FM みえ「ポミー（ピックアップオン三重）」の番組内で清田のぞみアナウンサーに約3分間内容を紹介していただきました。

また、NHK 津放送局の番組内（ちょこっとみえ、まるっとみえなど）での広報や、三重ふるさと新聞に作文募集の記事が掲載されました。

応募作品は、小学生の部439作品、中学生の部661作品の合計1100作品が寄せられ、学内審査会を経て、23作品が受賞しました。



伊勢新聞記事掲載
2020年11月30日（月）

令和3年2月27日（土）、本学講堂にて表彰式を開催し、三重県社会福祉協議会、三重県老人福祉施設協会、全国障害者問題研究会三重支部から来賓を迎え各後援団体賞が贈られました。三重県介護福祉士会会長賞も贈られました。その様子は、三重テレビ、ZTVで放映され、中日新聞、三重ふるさと新聞に掲載されました。



中日新聞記事掲載
最優秀賞 中川綾乃さんの朗読の様子
2021年2月28日(日)

5. 研究成果の発行

(1) 介護福祉研究センター紀要「高田短期大学介護・福祉研究」第7号（令和3年3月発行）

執筆希望書を編集委員会で協議し執筆者を決定しました。研究論文2編、調査報告1編、実践報告1編、授業実践報告1編に原稿依頼しました。

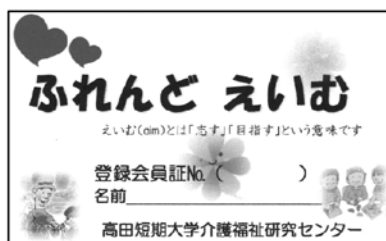
「介護の未来を考えよう」作文コンクールの入賞作品も一部掲載しました。

6. 学生ボランティアの組織化「ふれんど えいむ」登録者募集事業

本センターの事業（特に地域貢献）等に参加してくれる学生を募り、意識付けを図るため、登録会員証（名刺サイズ）の発行を行いました。

今年度の登録者数：27名

※「ふれんど えいむ」に登録した学生と実際の活動をしてくれる学生がリンクしない傾向にあるため意識付けができていのかどうか、また留学生の増加が課題です。



学生に発行した登録会員証のフォーム

7. 三重県文化会館との連携事業

「介護を楽しむ、明るく老いるアートプロジェクト 2017 - 2019 のあゆみ」の冊子が令和2年3月末付で発行され、本研究センターにおける取り組みも掲載されました。

本学の令和2年度高校訪問時に高等学校等に配布し広報しました。

〇IbokuShi×三重県文化会館

**介護を楽しむ
明るく老いる**

アートプロジェクト 2017-2019のあゆみ

演劇で超高齢社会を豊かに

「介護に寄り添う演技」体験講座 受入れ先からの声

**認知症のある方と一緒に、即興で
“演技”をしながらその人の物語を作り上げていく**

徳田短期大学介護福祉研究センターは、今般の「アートプロジェクト」に共同研究として参加させていただきました。3年間、毎週2年生の学生対象に「介護福祉学生への介護に寄り添う演技（体験講座）を指導する機会を作り「演技」をキーワードに認知症のある人に対する考えや理解の力を育きました。

文部科学省は、人等における数値内閣等の改善として「デジタルトランスフォーミング（デジタル変換）」を取り入れ、学習者が能動的に学ぶことにより、誰でも人の価値を伸ばし出し、あるいは異なる文脈でもその価値を伸ばし出すという目標から採られる数値化を推進しています。

豊田大学の体験講座は、まさに「デジタルトランスフォーミング」であり、従来の一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者が能動的な学習への参加を促し、人等と対峙し、学び、成長し、社会で活躍する人材を育成することを目指しています。認知症のある方と一緒に「演技」をしながらその人の物語を作り上げていくという目標から採られる数値化を推進しています。

今年度の2年生は、授業を修了したところから学びの場を広げました。

体験講座修了後3-5月に行った「介護実習生」の報告は、認知症のある方に対して接する時、その方が安心するための声かけとして「うそ」をついてしまっていることに気づいてくれた（おかげで）と、いふことから関係が深まった。しかし、体験講座修了後3-5月に行った「介護実習生」の報告は、「うそ」をついて接しているのではなく「演技」をしている。その認知症のある方と一緒に「演技」をしながらその人の物語を作り上げていくという目標から採られる数値化を推進しています。その人の物語を作り上げていくという目標から採られる数値化を推進しています。その人の物語を作り上げていくという目標から採られる数値化を推進しています。

このように学生たちは確実に成長しています。認知症のある人々に対する理解の意を持ちつつ安心して過ごせる環境づくりが、できる介護福祉士になれるよう今後も学びの場を充実させたいと考えます。

中川千代

徳田短期大学キャリア教育・学習支援センター長

高田短期大学

徳田短期大学は、徳田短期大学と共同研究「アートプロジェクト」に共同研究として参加させていただきました。3年間、毎週2年生の学生対象に「介護福祉学生への介護に寄り添う演技（体験講座）を指導する機会を作り「演技」をキーワードに認知症のある人に対する考えや理解の力を育きました。

三重県文化会館発行の冊子表紙および掲載ページ

高田短期大学介護福祉研究センター規程

(平成 26 年 4 月 1 日 施行)

(設置)

第 1 条 高田短期大学に介護福祉研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、介護福祉、高齢者問題、障害者問題等（以下「介護福祉等」という。）に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、地域福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 センターは、次の各号に関する事業を実施する。

- (1) 介護福祉等の研究活動に関する事
- (2) 地域福祉分野での社会への貢献と連携に関する事
- (3) 本学卒業生及び介護福祉に携わる人の研修、交流活動等に関する事
- (4) 研究紀要、情報誌等の発行に関する事
- (5) その他、運営委員会で必要と認められた事項

(構成員)

第 4 条 センターに次の職を置く。

- (1) センター長 1 名
- (2) 主任研究員 1 名
- (3) 研究員
- (4) 運営委員 若干名
- (5) センター事務員 1 名

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、第 3 条に定める事業遂行とセンターの業務を統括する。

- 2 センター長は、高田短期大学の専任教員とし、学長の推薦に基づいて学苑長が任命する。
- 3 センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(主任研究員)

第 6 条 主任研究員は、センター研究活動の主宰や第 3 条に定める事業を遂行するための業務に従事するほか、センター長の補佐を行う。

- 2 主任研究員は、高田短期大学の専任教員とし、学長が任命する。
- 3 主任研究員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(研究員)

第7条 研究員は、高田短期大学の教職員及び、第2条の目的に賛同する本学教職員以外の者で運営委員会の推薦に基づいて学長が委嘱する。

2 研究員は、第3条の事業への従事のほか、介護福祉等の課題に関して、自己及び他の研究員と共同で研究を行うことができる。

3 研究員の研究期間は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員)

第8条 運営委員は、第3条に定める事業を遂行するための業務に従事する。

2 運営委員は、研究員から選任し、学長が任命する。

(センター事務員)

第9条 センター事務員は、センターの事業、業務全般に関する事務を行う。

(運営委員会)

第10条 センターに運営委員会を置き、次の各号について審議、決定する。

(1) センターの事業計画に関する事項

(2) センターの予算及び決算に関する事項

(3) センターの研究員の推薦に関する事項

(4) その他、センターの管理運営に関する重要な事項

2 運営委員会は、センター長、主任研究員、運営委員で組織する。

3 審議内容により、必要に応じて運営委員以外の研究員を加えることができる。

(センター会議)

第11条 センターに、センター会議を置き、第3条に定めるセンターの行う事業に関する事項を審議する。

2 センター会議は、センター構成員で構成する。

3 センター会議は、年に2回（前期・後期）行い、前期は、前年度事業報告と新年度事業計画報告、後期は次年度事業計画の審議を主に行う。

(倫理規程)

第12条 センターの円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的として、センターにおいて別途定められた倫理規程を遵守するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は学長が別に定める。

2 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

高田短期大学介護福祉研究センター倫理規程

高田短期大学介護福祉研究センターは、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、福祉の発展に寄与するものである。従って、当センターの研究・教育に携わる者（以下「研究員」という。）は自らの活動の社会的責任を常に自覚し、以下に定める規定を遵守する義務を負う。

1. 責 任

- (1) 研究員は、いかなる場合にも、高田短期大学の名誉を傷つける行動をしてはならない。
- (2) 研究員は、自らの専門的研究活動の及ぼす結果に責任を持たなければならない。
- (3) 研究員は、個人的・組織的営利や政治目的のために研究活動を行ってはならない。
- (4) 研究員は、協力者や参加者に危害や不利益を与えるような研究や行動は行ってはならない。

2. 守秘義務

- (1) 研究員は、当センターで職務上知り得た情報を不必要に外部に漏らしてはならない。
- (2) 研究員は、協力者や参加者に関する知り得た秘密を保護する責任を持たなくてはならない。

3. 研 究

- (1) 研究を実施するときは、事前に研究内容をセンター長及び運営委員会に十分な説明を行い、センター長の了解を得た上で行うものとする。
- (2) 研究への協力は、いつどの段階でも中止できる。その際、協力中止の理由を言う必要はない。
- (3) 研究の成果を公開する場合には、どのような研究目的であっても、原則として、その研究の協力者や対象者の同意を得ておかなければならない。

4. 他機関との関係

他機関との協力においては、相手を尊重し相互の連携に配慮するとともに、協力機関の業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けなければならない。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規程

第1条 総 則

- 1 高田短期大学介護福祉研究センター紀要「高田短期大学介護・福祉研究」（以下『本誌』）は、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する創造的な研究・調査活動を促進し、その成果を広く学内外に問うことを目的とする。
- 2 『本誌』は、本介護福祉研究センター内の編集委員会がその責任において編集し、毎年3月に発行するものとする。

第2条 募集要項

- 1 執筆者は原則として、本介護福祉研究センターの研究員とする。
- 2 執筆希望者は、毎年7月中に希望書を編集委員会に提出する。
- 3 執筆希望書には、氏名、原稿種別、表題および論旨（400字程度）を明記する。
- 4 編集委員会は毎年8月に執筆者を決定し、原稿を依頼する。
- 5 執筆者は、毎年度1月中の指定日までに完成原稿を編集委員会に提出する。

第3条 執筆要項

- 1 原稿は未発表のもので、本誌掲載に適当な内容のものとする。
- 2 原稿の種別は、研究論文、調査報告、研究ノート、実践報告、授業実践報告、資料・文献などの紹介とし、次のとおりとする。
 - (1) 研究論文とは新しい知見、価値ある事実あるいは結論を含むものをいう。
 - (2) 調査報告とは新しいデータを含む調査成果の報告をいう。
 - (3) 研究ノートとは新しい知見やデータを含むもので、完成度は高くないが、本誌に掲載する意義があるものをいう。
 - (4) 実践報告とは介護や地域福祉等に関する実践的な報告をいう。
 - (5) 授業実践報告とは介護福祉教育等の授業に関する実践的な報告をいう。
 - (6) 資料・文献の紹介とは諸分野の資料や文献を紹介するものをいう。
- 3 執筆者は原稿に前項の種別を明記するものとする。ただし、編集委員会は種別の変更を要求することができる。
- 4 原稿は、原則として横書き 40 字×35 行で1段組とする。
原稿の分量は、仕上がり 10 ページ程度（字数 14,000 字以内）とする。
- 5 別刷りは、1編につき20部とし、それ以上は執筆者の実費負担とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

執筆者紹介（執筆順）

千 草 篤 磨 介護福祉研究センター研究員、本学名誉教授
特別養護老人ホーム 報徳園 園長

服 部 優 子 介護福祉研究センター主任研究員
キャリア育成学科介護福祉コース講師

蒔 田 勝 義 介護福祉研究センター研究員
本学非常勤講師

中 川 千 代 介護福祉研究センター長
キャリア育成学科介護福祉コース講師

川喜田 多佳子 介護福祉研究センター研究員
キャリア育成学科オフィスワークコース講師

寺 家 尚 美 介護福祉研究センター研究員
本学非常勤講師

編集後記

高田短期大学介護福祉研究センターは開設7年が経過し、研究員数は45名となり定例研究会を軸にさまざまな事業を展開しております。コロナ禍によりセミナーや定例研究会の開催が延期となることもありましたが、感染予防対策の実施や研究員の皆さまのご協力により、無事に活動を行うことができました。本年度も卒業生を含む新規研究員を迎え、自職場での利用者とかかわりの工夫や、若者へ向けた介護のプラスイメージをPRする取り組みについての発表もあり、本研究センター設立の目的のひとつであった「学生の卒業後のリカレント教育の場をつくる」という成果をあげることができました。

さて、本研究センターの研究紀要も第7号を発刊するに至りました。第7号は研究論文2本、調査報告、実践報告、授業実践報告各1本で構成され、高齢者福祉、新地域支援事業、介護福祉士養成に関する研究等の専門領域の内容となっています。また、本学で三重県内の小学生、中学生を対象に募集を開始した「介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～作文コンクール」第1回の最優秀賞、優秀賞受賞者の作品を掲載しています。子どもたちの目から見た介護、思いやりが未来によりよいかたちで実現できるよう、私達も人材の育成や環境の整備等に、一層努力していきたいと感じております。

本年度も研究員をはじめ本学及び関係者の皆様にご指導ご協力いただき、研究成果を本研究紀要にまとめることができました。改めて感謝と御礼申し上げます。

高田短期大学介護福祉研究センター
主任研究員 服部 優子

編集委員 中川 千代・服部 優子

高田短期大学 介護・福祉研究 第7号

令和3年3月31日

発行所 高田短期大学介護福祉研究センター
三重県津市一身田豊野 195
TEL (059) 232 - 2310
FAX (059) 232 - 6317

印刷所 伊藤印刷株式会社
三重県津市大門 32 - 13
TEL (059) 226 - 2545
FAX (059) 223 - 2862